

平成24年度 高松市事業仕分け

日 時 平成24年 8月 5日(日)
9:00~17:00 (受付8:30~)

会 場 高松市役所 (高松市番町一丁目8番15号)
13階 大会議室 (受付・会場)

高 松 市

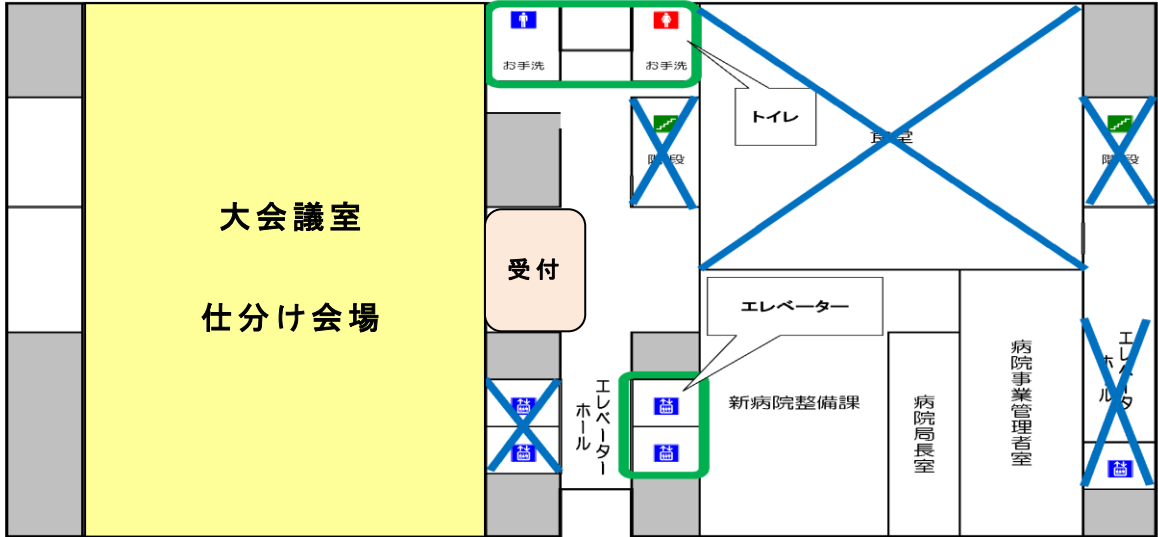
目 次

○ 会場案内	-----	1
○ 傍聴される皆様へ	-----	2
○ 事業仕分けスケジュール	-----	3
○ 仕分け体制	-----	4
○ 仕分け会場の配置	-----	5
○ 事業仕分けの概要	-----	6
○ 事業仕分け作業の流れと仕分け区分	-----	7
○ 事業仕分け対象事業の説明資料	-----	8
(1) 防災資器材整備事業	-----	8
(2) コミュニティバス等運行補助事業	-----	12
(3) 身体障害者福祉タクシー助成事業	-----	16
(4) 太陽光発電システム設置補助事業 (事業所用)	---	20
(5) 地籍調査事業	-----	24
(6) 駐車場管理事業	-----	28
(7) 消防車両整備事業	-----	32
(8) 高松市民病院施設管理委託事業	-----	36
(9) 再生水利用下水道事業	-----	40
(10) 成人式式典事業	-----	44
○ 「構想日本」からの提供資料	-----	48
○ メモ欄	-----	52
○ 高松市役所周辺案内図	-----	53

会場案内 (トイレのご利用は、13階、1階でお願いします)

13階平面図

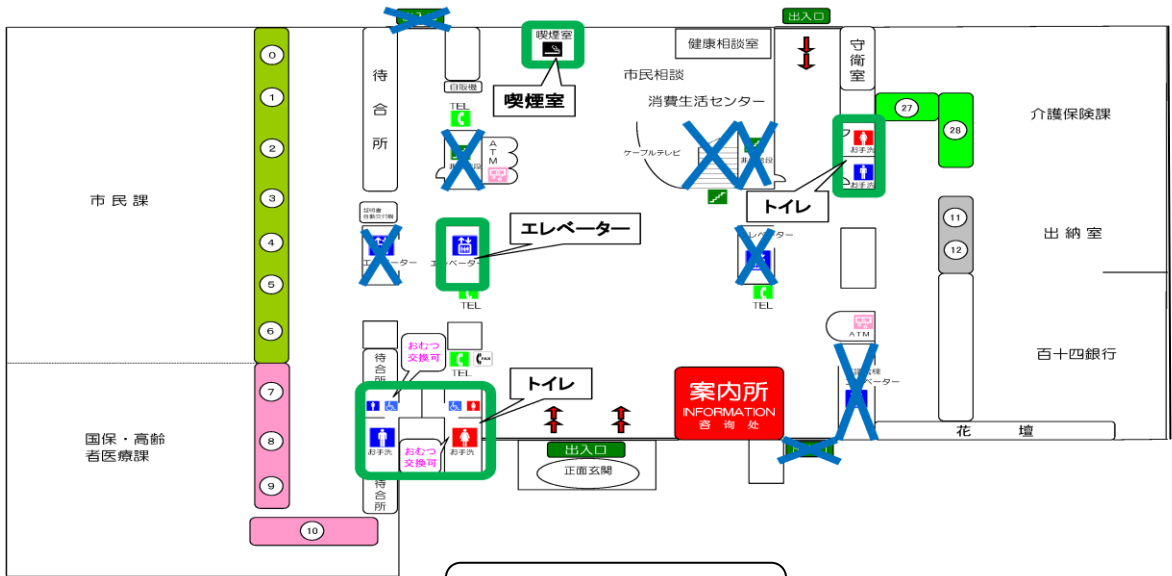
海(北)側



公園(南)側

1階平面図

海(北)側



公園(南)側

傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

注 意 事 項

- ・ 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場は自由ですが、事業仕分け作業中は、できるだけ控えてください。
- ・ 事業仕分け作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。
（お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください）
- ・ 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。
（喫煙は、1階の喫煙室をお願いします）
- ・ トイレのご利用は、13階、1階をお願いします。
- ・ 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- ・ メモ・写真撮影は構いませんが、事業仕分け作業の妨げとにならないようお願いします。
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
- ・ その他、会場の秩序を乱し、または、事業仕分け作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。

※ 事業仕分け結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

事業仕分けスケジュール

予定時間	事業 No.	事業名等	担当局
8:30 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:00 ~ 9:25	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
9:30 ~ 10:05	1	防災資器材整備事業	総務局
10:10 ~ 10:45	2	コミュニティバス等運行補助事業	市民政策局
10:50 ~ 11:25	3	身体障害者福祉タクシー助成事業	健康福祉局
11:30 ~ 12:05	4	太陽光発電システム設置補助事業（事業所用）	環境局
12:05 ~ 12:45	—	昼食休憩	—
12:45 ~ 13:20	5	地籍調査事業	創造都市推進局
13:25 ~ 14:00	6	駐車場管理事業	都市整備局
14:05 ~ 14:40	7	消防車両整備事業	消防局
14:45 ~ 15:20	8	高松市民病院施設管理委託事業	病院局
15:25 ~ 16:00	9	再生水利用下水道事業	上下水道局
16:05 ~ 16:40	10	成人式式典事業	教育局
16:40 ~ 16:50	—	休憩	—
16:50 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

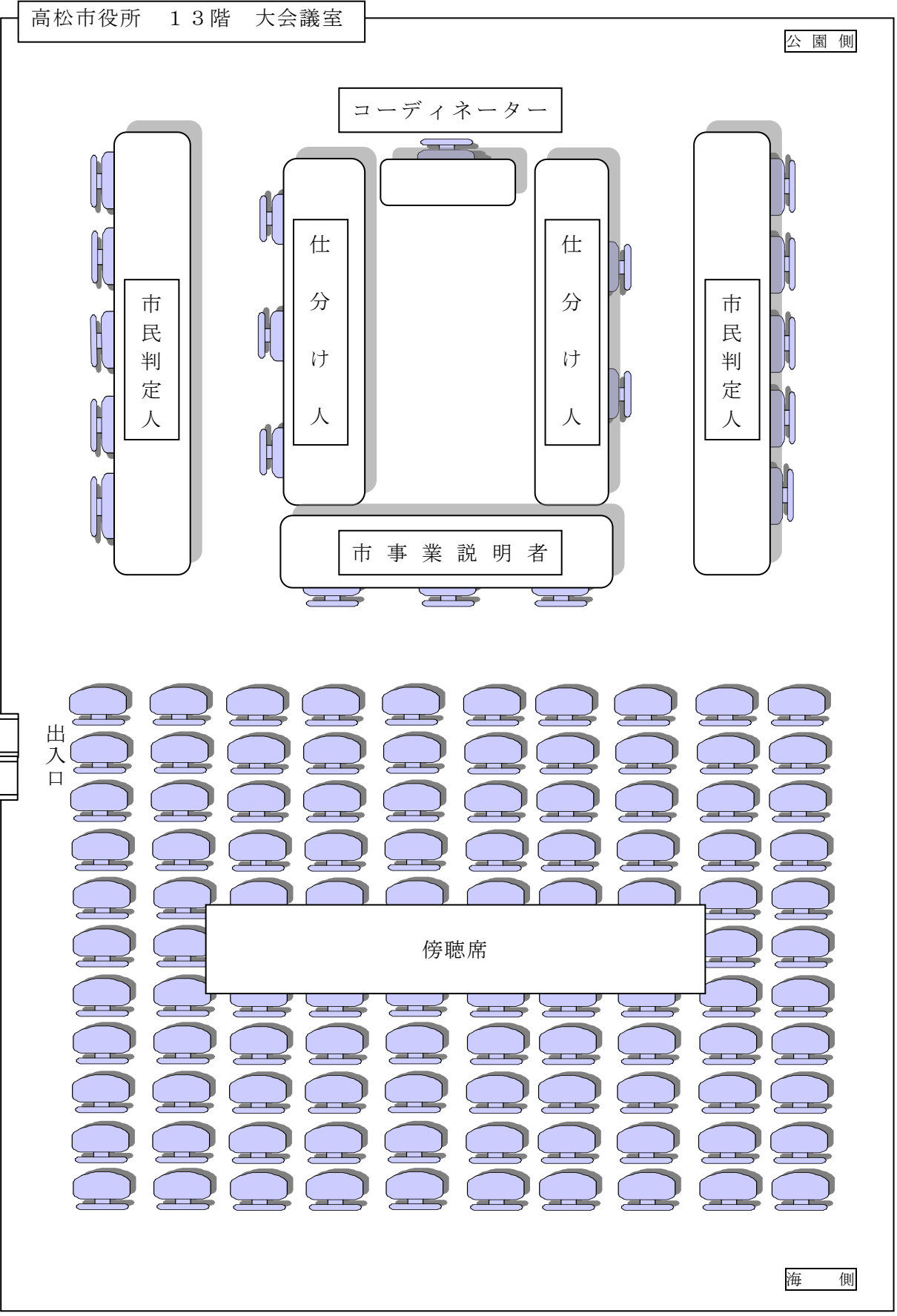
※ 仕分け作業の進捗状況により、時間が前後することがあります。

仕 分 け 体 制

役割分担	氏 名	所 属 等
コーディネーター	伊藤 伸	構想日本政策担当ディレクター， 内閣府行政刷新会議事務局参事官
仕 分 け 人 (構 想 日 本)	井澤 幸雄	小田原市環境部部長
	上田 裕子	株式会社京都新聞社記者
	大沢 元一	財務省職員
	露木 幹也	小田原市建設部建設政策課課長
	藤城 眞	内閣官房行政改革実行本部事務局審議官 内閣府行政刷新会議事務局次長
市 民 判 定 人	生嶋 暹	高松市行財政改革推進委員会委員
	石田 雄士	
	牛島 授公	
	小野 美津子	
	葛西 優子	
	木村 大三郎	
	後藤 英之	
	松木 健吉	
	村川 幸恵	
	吉井 幸子	

(五十音順・敬称略)

仕 分 け 会 場 の 配 置



事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の視点から、見直しの方向性について問い直す「事業仕分け」を実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

<仕分け対象事業>

平成23年度市民満足度調査の結果、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い政策に関する事業や、1,000万円以上の大規模事業から10事業を選定しました。

<実施方法>

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「※1 構想日本」の協力を得て、実施します。

(1) 仕分け体制

※2 コーディネーター1名、仕分け人5名（構想日本が選出した者）

※3 市民判定人10名（高松市行財政改革推進委員会委員）

(2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を35分程度として、次の手順で仕分けを行います。

① 本市事業担当者による事業概要説明（5分程度）

② 仕分け人による質疑応答・議論（20分程度）

③ 市民判定人による仕分け判定とコーディネーターのコメント（10分程度）

(3) 仕分け区分

次のA～Eの5区分で仕分けを行います。

A 不要，B 必要性の再検討，C 国・県・広域実施，

D 市実施（要改善），E 市実施（現行どおり）

(4) 仕分け結果

市民判定人が仕分け人の議論を聞きながら、市民の立場から判定を行い、市民判定人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが判定を決定します。

※ 事業仕分けの結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。

仕分け過程での議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの参考とするものです。

※1 「構想日本」：非営利団体（NPO）の政策シンクタンク（代表：加藤秀樹氏）

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

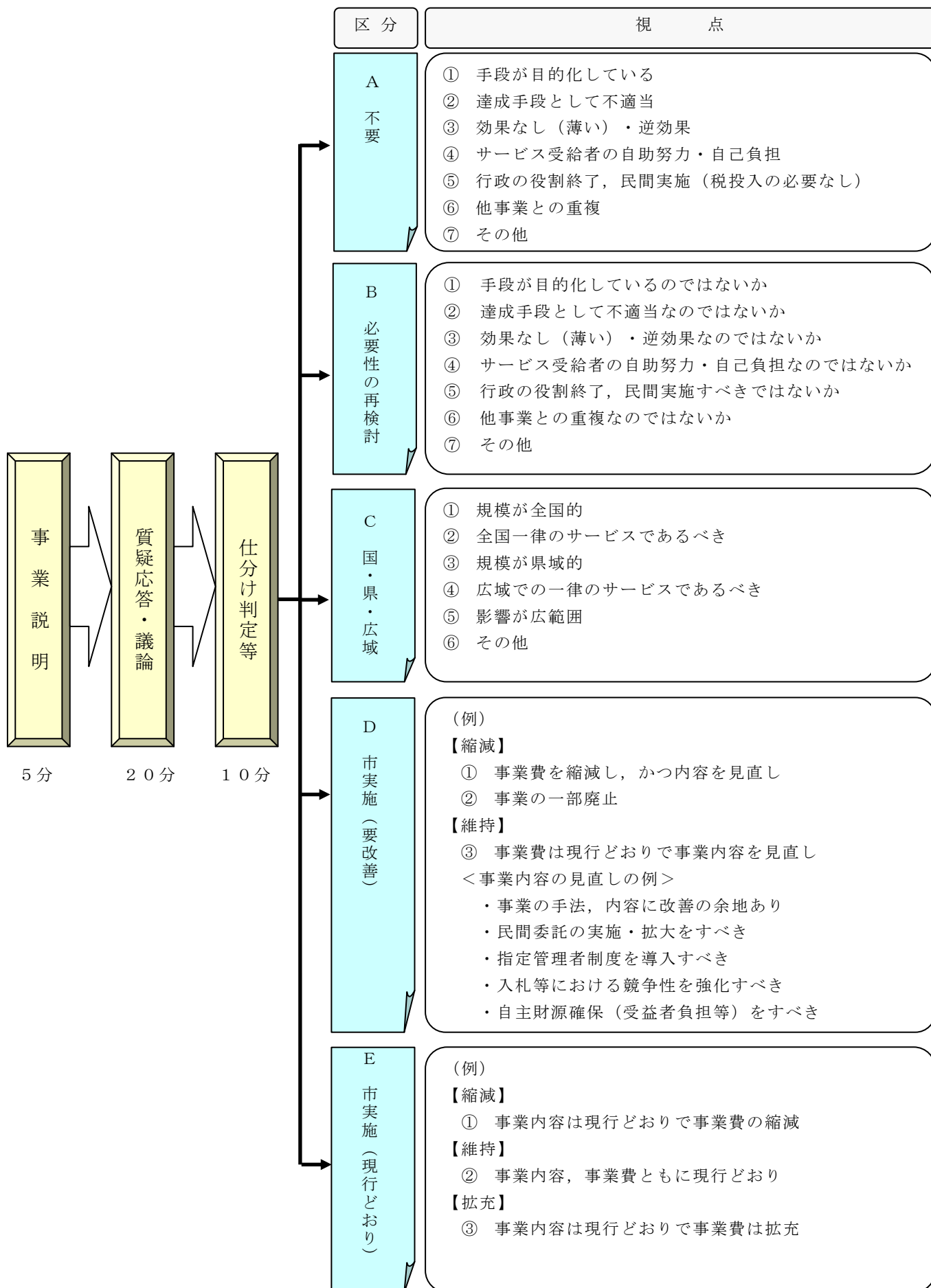
※2 「コーディネーター1名、仕分け人5名（構想日本が選出した者）」

他の自治体職員、本市に関連のない企業経営者・NPO職員等で、かつ事業仕分けの経験者

※3 「市民判定人」

市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した高松市行財政改革推進委員会委員

事業仕分け作業の流れと仕分け区分



事業番号1

平成24年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	防災資器材整備事業		事業開始年度	平成18年度										
上位施策事業名	危機管理体制の整備		担当局・部名	総務局										
根拠法令等			担当課・係名	危機管理課 危機管理係										
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務													
実施の背景	大規模災害発生時に、被災者および避難者の衛生環境確保のため、ライフライン等が回復するまでの間の初期対応として、生活衛生物資の、し尿凝固剤および簡易トイレの確保が重要である。													
目的 (何をどうしたいのか)	大規模災害時に備え、生活衛生物資である、し尿凝固剤および簡易トイレを備蓄する。													
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	生活衛生物資（し尿凝固剤・簡易トイレ）		対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）										
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施												
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ）												
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）												
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）												
事業内容 (手段、手法など)	平成18年度から平成24年度までの7年間で、大規模災害発生時に備えて、備蓄計画を基に、生活衛生物資（し尿凝固剤および簡易トイレ）を環境局衛生処理センターと協議し、高松市の指定避難所である小学校やコミュニティセンターに備蓄している。 平成25年度以降は、し尿凝固剤の入れ替えを行っていく。													
関連事業 (同一目的事業等)														
コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）							
	事業費合計		2,498	千円	2,793	千円	3,300	千円	2,328	千円				
	事業費内訳 (平成23年度分)		し尿凝固剤購入 255セット（1セット50個入）		2329千円		簡易トイレ購入 155個		464千円					
	人件費		0.3	人	2,268	千円	0.3	人	2,280	千円	0.3	人	2,280	千円
	総事業費		4,766	千円	5,061	千円	5,580	千円	4,608	千円				
財源内訳	国県支出金			千円		千円		千円		千円				
	国県支出金の内容													
	地方債			千円		千円		千円		千円				
	その他特財			千円		千円		千円		千円				
	その他特財の内容													
	一般財源		4,766	千円	5,061	千円	5,580	千円	4,608	千円				
財源合計		4,766	千円	5,061	千円	5,580	千円	4,608	千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		防災資器材整備事業			事業開始年度	平成18年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		し尿凝固剤新規購入数	セット	255	210	210	
		簡易トイレ新規購入数	個	155	150	150	
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 し尿凝固剤購入 / 新規購入数	千円/ セット	13.6	14.2	14.6	
	総事業費 簡易トイレ購入 / 新規購入数	千円/ 個	10.3	10.1	10.3		
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	平成18年度策定（平成20年度変更）の災害時緊急物資備蓄計画において、平成24年度までの7年間で、し尿凝固剤および簡易トイレを計画的に確保することを目標とし、各年度目標値を設定している。					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		備蓄計画期間におけるし尿凝固剤の備蓄率	%	82.8	68.6	56.9	
		備蓄計画期間における簡易トイレの備蓄率	%	76.9	65.0	53.4	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	生活衛生物資（し尿凝固剤および簡易トイレ）の備蓄に関して、本年度末の予定として概ね計画数量を確保できる見込みである。来年度以降は、耐用年数を超えた、し尿凝固剤の更新にも対応するとともに、効率的な保管場所の検討を行い、大規模災害時に迅速に対応できるよう努める。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)							
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円		千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	千円		千円
	補助金	千円		千円
	その他	千円		千円
	その他(千円		千円
総計	0千円	総計	0千円	

生活衛生物資とは

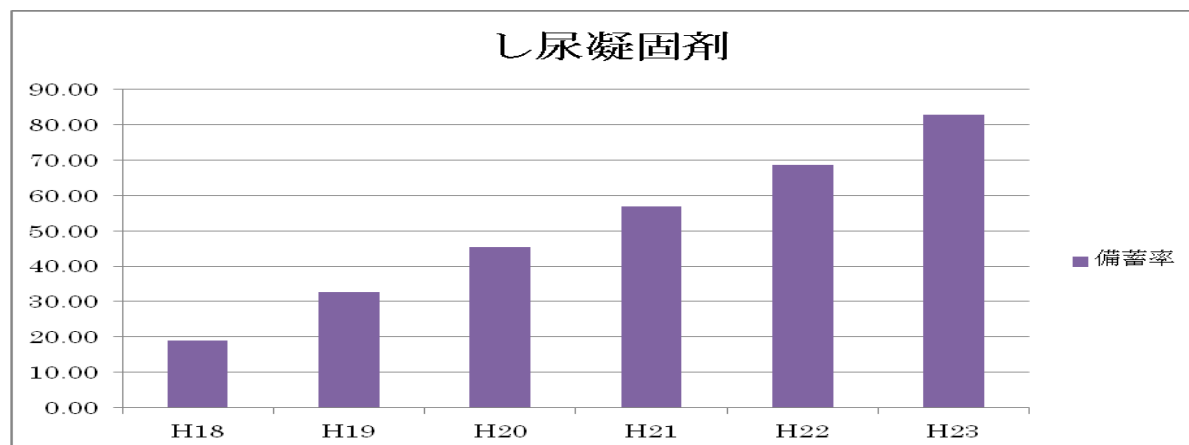
(1) し尿凝固剤

排出されたし尿および便にふりかけることにより凝固させ、収納袋に入れることにより焼却処理を可能とする凝固剤です。常温保存では耐用年数は7年です。

なお、平成25年以降は毎年1/7ずつ更新を予定しています。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
購入数	340	250	225	210	210	255	180	1,670
備蓄数	340	590	815	1,025	1,235	1,490	1,670	
備蓄率	18.89	32.78	45.28	56.94	68.61	82.78	92.78	

※平成24年度は予定です。

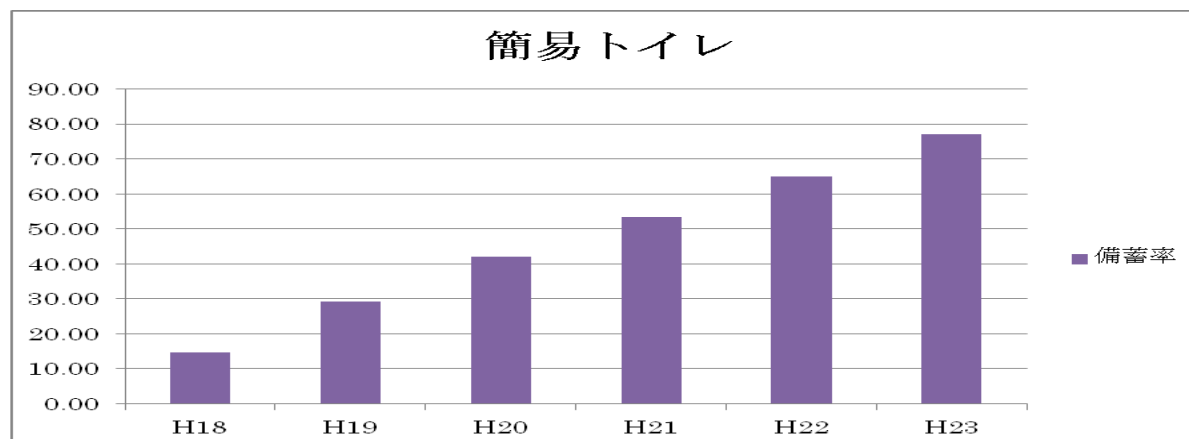


(2) 簡易（組立式）トイレ

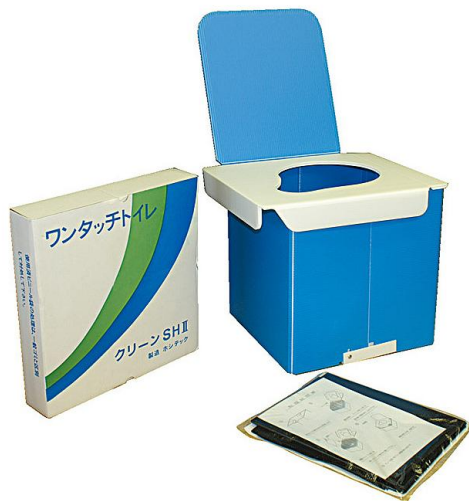
ライフラインの被災によりトイレが使用不能となった場合、簡易トイレを設置し、し尿凝固剤と併用することにより、ライフラインの復旧または仮設トイレの設置までの間使用する。耐荷重は90kgです。し尿凝固剤と同様に7年間での備蓄予定です。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
購入数	190	190	165	150	150	155	285	1,285
備蓄数	190	380	545	695	845	1,000	1,285	
備蓄率	14.62	29.23	41.92	53.46	65.00	76.92	98.85	

平成24年度は予定です。



簡易トイレ



し尿凝固剤（エールキット①）



し尿凝固剤（エールキット②）



使用方法

- ①簡易トイレを組立てる
- ②し尿凝固剤（エールキット①）を便座にセットする
- ③用を足した後に、し尿凝固剤（エールキット②）をふりかける

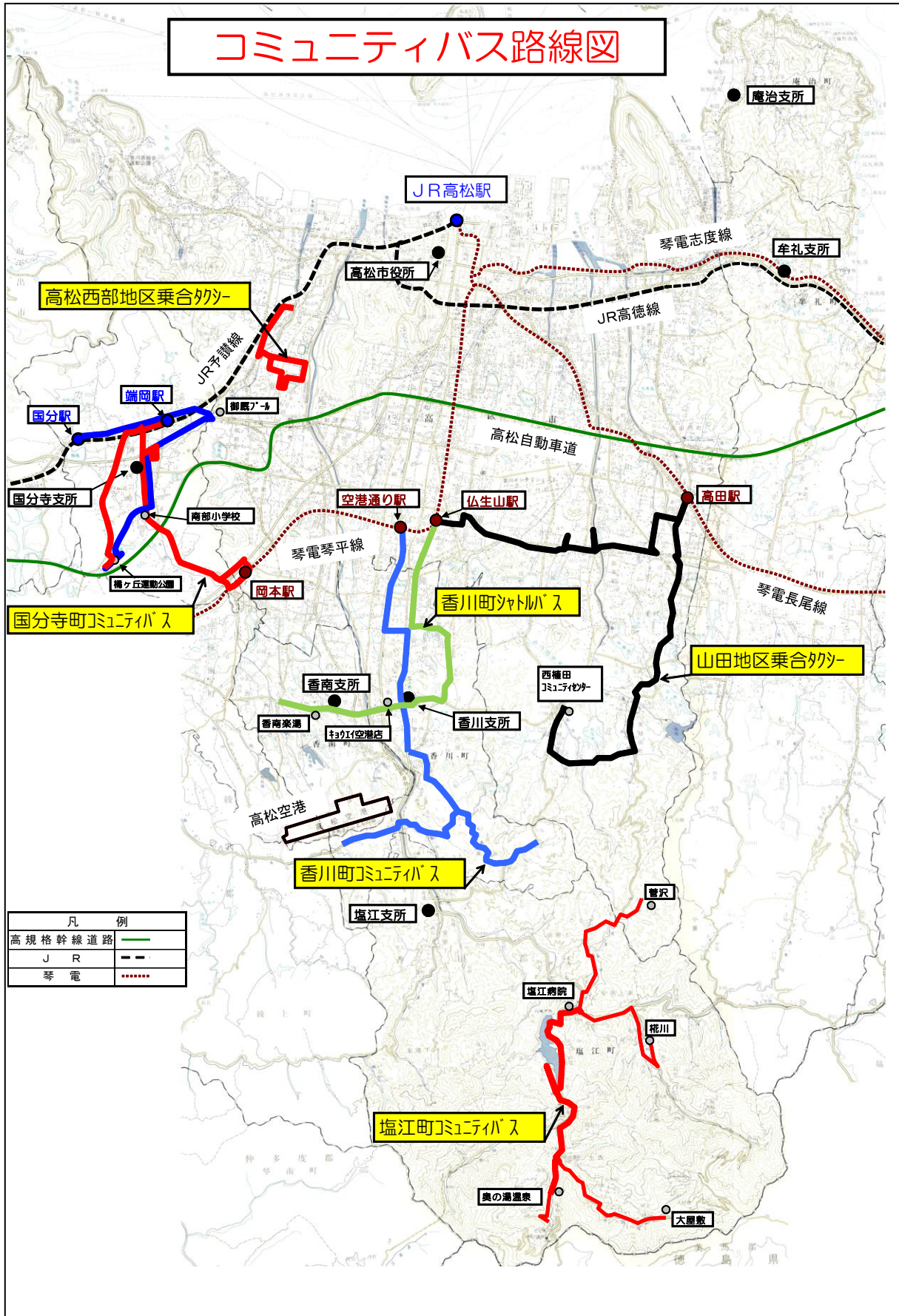
事業シート（概要説明書）

予算事業名	コミュニティバス等運行補助事業	事業開始年度	平成15年12月															
上位施策事業名	公共交通の利便性の向上	担当局・部名	市民政策局															
根拠法令等	高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱	担当課・係名	交通政策課総務係															
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務																	
実施の背景	<p>平成10年から12年にかけて、バス路線の廃止により、多くの公共交通空白地域が生じた。これらの地区においては、高齢者等交通弱者の生活の足の確保を目的に、コミュニティバス等が運行されている。山田地区および弦打地区では、乗合タクシーが運行されている。また、17年度に合併した近隣6町のうち、旧塩江町、香川町、国分寺町が運行していたコミュニティバス等事業を引き継いでいる。</p>																	
目的 (何をどうしたいのか)	<p>中山間地の公共交通空白または不便地帯における交通は、鉄道軸、基幹バス軸を補完する役割を担うものであることから、地域組織の協働の下に、現在運行しているコミュニティバス等を含め、地域の特性や利用者ニーズに見合った持続可能な交通体系を維持・確保し、交通弱者の移動支援を行うことを目的とする。</p>																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	高松市民																
		対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）																
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施																
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）																
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接）（補助先：運行事業者・地域組織 実施主体：）																
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）																		
事業内容 (手段、手法など)	<p>塩江・香川・国分寺地区のコミュニティバス等について、その運行に係る欠損に対し補助を行うとともに、地域住民のニーズに即した利用しやすい運行形態へと改善するため、各地区の住民代表等で構成する「コミュニティバス等利用促進協議会」を開催し、ルート・便数・時刻表の再編や車両の小型化などの見直しに取り組んでいる。</p> <p>山田地区乗合タクシーについても、地元住民代表等で構成する「乗合タクシー等実行委員会」に出席・協議しながら、利用しやすい運行形態に向けた改善に取り組んでいる。</p> <p>また、新たに運行を開始するコミュニティバスについて、地域が主体となって運行していく枠組を定めた新たな補助採択基準を平成22年度に策定し、23年度から高松西部地区乗合タクシーへの補助を開始した。</p>																	
関連事業 (同一目的事業等)																		
コスト		24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）										
	事業費合計	42,300	千円	35,726	千円	33,200	千円	36,127	千円									
	事業費内訳 (平成23年度分)	コミュニティバス等維持費補助金 ・塩江町コミュニティバス 6,900千円 ・香川町コミュニティバス 5,200千円 ・香川町シャトルバス 9,900千円 ・国分寺町コミュニティバス 9,600千円 ・山田地区乗合タクシー 3,000千円 ・高松西部地区乗合タクシー 1,126千円																
		人件費	0.6	人	4,536	千円	0.6	人	4,536	千円	0.6	人	4,561	千円	0.6	人	4,561	千円
		総事業費	46,836	千円	40,262	千円	37,761	千円	40,688	千円								
		国県支出金	4,314	千円	4,556	千円	4,481	千円	4,237	千円								
国県支出金の内容		【香川県】地域生活交通路線運行費補助金																
財源内訳	地方債		千円		千円		千円		千円		千円							
	その他特財		千円		千円		千円		千円									
	その他特財の内容																	
	一般財源	42,522	千円	35,706	千円	33,280	千円	36,451	千円									
	財源合計	46,836	千円	40,262	千円	37,761	千円	40,688	千円									

事業シート（概要説明書）							
予算事業名		コミュニティバス等運行補助事業		事業開始年度	平成15年12月		
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		コミュニティバス等利用促進協議会開催回数	回	7	8	5	
	効率指標 (事業費/活動指標)	協議会開催に係る 総事業費	コミュニティバス等利用 促進協議会開催回数	千円/回	324	285	456
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	利便性の向上を押し量る指標として「コミュニティバス等利用者数」を設定。 コミュニティバス等利用者数目標：100,000人（総合計画終了年度における目標値）					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		コミュニティバス等利用者数	人	92,881	93,284	96,783	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		第5次総合計画の施策目標である「公共交通の利便性の向上」に貢献できる事業であり、今後も事業を推進する必要がある。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		〇コミュニティバス等による交通弱者に対する交通網を整備している中核市（平成22年9月調査） 27市/40市					
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）					
①	団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	【マルイ観光バス株式会社】 ※塩江地区コミュニティバス、香川地区コミュニティバス、国分寺地区コミュニティバスを運行 高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱			
	当該事業の 団体における 収支状況	収入		支出	
		市町村からの財政支出金(補助金)	21,700 千円	運行経費	26,349 千円
		その他(運賃)	3,788 千円		千円
	総計	25,488 千円	総計	26,349 千円	
②	団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	【ことでんバス株式会社】 ※香川町シャトルバスを運行 高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱			
	当該事業の 団体における 収支状況	収入		支出	
		市町村からの財政支出金(補助金)	9,900 千円	運行経費	17,383 千円
		その他(運賃)	7,225 千円		千円
	総計	17,125 千円	総計	17,383 千円	
③	団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	【山田地区乗合タクシー等実行委員会】 ※山田地区乗合タクシーを運行 高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱			
	当該事業の 団体における 収支状況	収入		支出	
		市町村からの財政支出金(補助金)	3,000 千円	運行経費	4,458 千円
		その他(運賃1,211千円, 地元負担等247千円)	1,458 千円		千円
	総計	4,458 千円	総計	4,458 千円	
④	団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	【弦打校区コミュニティ協議会地域交通委員会】 ※高松西部地区乗合タクシーを運行 高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱			
	当該事業の 団体における 収支状況	収入		支出	
		市町村からの財政支出金(補助金)	1,126 千円	運行経費	2,859 千円
		その他(運賃1,084千円, 地元負担等649千円)	1,733 千円		千円
	総計	2,859 千円	総計	2,859 千円	

コミュニティバス路線図



概要

平成 24 年 3 月 31 日現在

	路線長	運行便数	停留所
塩江町 コミュニティバス	塩江～奥の湯：7.0km 塩江～上地：3.8km 塩江～菅沢：3.9km 奥の湯～松尾：1.5km 奥の湯～大屋敷橋：4.7km	塩江～奥の湯：(毎日)16便 塩江～上地：(月木土)6便 塩江～菅沢：(火水金)6便 奥の湯～松尾：(火水金)6便 奥の湯～大屋敷橋： (月木)(デマンド運行)	16カ所
香川町 コミュニティバス	下倉－空港通り：20km 下倉－空港通り(短)：13.5km 天神－空港通り：13km 日生ニュータウン南－空港通り：8.4km	全16便 下倉－空港通り：4便 下倉－空港通り(短)：3便 天神－空港通り：7便 日生ニュータウン南－空港通り： 2便	23カ所
香川町 シャトルバス	仏生山～キョーエイ空港店～池西：11.2km	平日：36便 土曜：20便	27カ所
国分寺町 コミュニティバス	国分駅－端岡駅－運動公園線 13.1km 端岡駅－岡本駅－運動公園線 13.0km	国分駅－端岡駅－運動公園線 4便 端岡駅－岡本駅－運動公園線 19便	41カ所
山田地区 乗合タクシー	西植田～琴電高田駅：11.3km 琴電高田駅～琴電仏生山駅： 9.5km 通学線(西植田～池田本村)： 3.5km	西植田～琴電高田駅：7便 琴電高田駅～琴電仏生山駅： 7便 通学線：5便	41カ所
西部地区 乗合タクシー	鬼無駅－キナシ大林病院－南定木：8.5km	14便	10カ所

	運行時間	運休日	運賃	利用実績※
塩江町 コミュニティバス	6:42～18:18	なし	大人100円 小児及び障害者：50円	8,421人/年間 23人/日
香川町 コミュニティバス	7:20～18:08	日・祝日 年末年始	大人200円 小児及び障害者：100円	8,484人/年間 29人/日
香川町 シャトルバス	6:44～21:01	日・祝日 年末	大人160～250円 小児及び障害者：80～130円	41,310人/年間 139人/日
国分寺町 コミュニティバス	6:55～19:54	日・祝日 年末年始	大人100円 小児及び障害者：50円	23,700人/年間 80人/日
山田地区 乗合タクシー	7:25～17:21	土日祝日 年末年始	大人300円, 中高生200円 小児及び障害者：150円 5区間迄：150円	7,278人/年間 30人/日
西部地区 乗合タクシー	7:47～15:28	水土日 祝日 年末年始	大人300円 小学生：150円	3,688人/年間 19人/日

※ 利用実績は、平成 23 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日の 1 年間

事業シート（概要説明書）

予算事業名	身体障害者福祉タクシー助成事業			事業開始年度	昭和54年9月													
上位施策事業名	障害者の自立支援と社会活動への参加の促進			担当局・部名	健康福祉局													
根拠法令等	高松市障害者福祉タクシー助成事業実施要綱			担当課・係名	障がい福祉課 生活支援係													
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務																	
実施の背景	障がい者にとって、タクシー運転手からの乗車拒否など、タクシーを利用しづらい背景があったことから、障がい者が円滑にタクシーを利用できるような政策が必要となった。特に、障がい者の通院等外出時の負担軽減が必要とされた。																	
目的 (何をどうしたいのか)	障がい者が外出時にタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成することにより、タクシー利用を容易にし、社会活動の範囲を広げるとともに、障がい者の自立および社会参加の促進を図る。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	高松市内に住所を有する身体障害者手帳1級・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の者および公費補助により電動車いす、車いすを購入した者、または介護保険制度による貸付を受けて使用している障がい者（最重度および重度の障がい者が対象、複数該当の場合重複交付は不可）				対象者数（全住民に対する割合）												
						12,632 人（ 3 % ）												
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：財団法人 高松市身体障害者協会） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）																
	事業内容 (手段、手法など)	【助成券の交付】 高松市役所障がい福祉課、支所（山田支所を除く）、高松市身体障害者協会にて、対象者からの申請を受付し、それぞれの場所で障がいの種類と程度に応じた助成券を交付する。（年間1冊） 【事務内容】 （高松市） 1. 委託契約の締結 2. 委託料の支払 （財団法人 高松市身体障害者協会） 1. 高松タクシー協会、個人タクシー協会からの請求取りまとめおよび支払 2. 月毎の助成券使用枚数集計 3. 助成券の作成 4. 使用済み助成券の保管																
	関連事業 (同一目的事業等)	高松市身体障害者福祉タクシー設置事業																
コスト			24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）									
	事業費合計		35,172	千円	33,824	千円	33,860	千円	32,310	千円								
	事業費内訳 (平成23年度分)		助成券使用金額：32,422,100円 助成券印刷代：1,284,570円 振込手数料：16,380円 委託事務手数料：100,000円 計：33,823,050円															
	人件費		0.5	人	3,780	千円	0.5	人	3,780	千円	0.5	人	3,801	千円	0.5	人	3,801	千円
	総事業費		38,952 千円		37,604 千円		37,661 千円		36,111 千円									
財源内訳	国県支出金																	
	国県支出金の内容																	
	地方債																	
	その他特財																	
	その他特財の内容																	
	一般財源		38,952	千円	37,604	千円	37,661	千円	36,111	千円								
財源合計		38,952 千円		37,604 千円		37,661 千円		36,111 千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		身体障害者福祉タクシー助成事業			事業開始年度	昭和54年9月
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		助成券交付人数	人	5,121	4,863	4,749
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 助成券交付人数	円/人	7,343	7,744	7,604
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	<p>障がい者の通院や通所等、外出時の負担を軽減し、社会活動の範囲を広げ、障がい者の自立や社会活動参加等を促し、福祉の増進を図る。</p> <p>ただし、この事業については、申請があった障がい者に助成券を交付するものであり、助成券を使用する場合は、障がい者の自己負担が発生するなどにより、障がい者ごとに利用状況が異なることから、使用率の上昇が福祉の増進に直接つながるものではないため、助成券使用率の目標値は定めていない。</p>				
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		助成券使用率	%	42.6	43.3	41.8
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>【今後の事業の方向性】 この事業は、障がい者の自立および社会参加の促進を図るうえで必要性が高く、障がい者のニーズも高いことから、事業の継続が必要である。</p> <p>【課題等】 目的に沿った費用対効果の測定が困難であり、対象者を絞り込む等の事業の見直しが必要である。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>中核市（41市、高松市を含む）のうち、40市で同様の事業が行われている。（豊中市は手帳提示の1割引のみ） 自治体によっては更生医療を受けている者のみを対象としている自治体（いわき市）や、ガソリン料金等の助成（15市）を行っている自治体もあり、所得要件については41市中7市が制限を設けている。</p>					
特記事項	<p>当該事業は、対象となる障がい者全てにタクシー助成券を配布するものではなく、必要とする障がい者から申請があった場合にのみ、交付を行うものである。</p>					

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<p>【事業委託先】 財団法人高松市身体障害者協会</p> <p>【根拠】 昭和54年9月から、財団法人高松市身体障害者協会に、障害者福祉タクシー助成事業を委託してきた実績があり、その委託内容についても良好であることから、同協会に委託するのが妥当であると判断している。</p>			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	タクシー利用者助成金	32,423 千円
	県からの財政支出金	千円	事務費	1,401 千円
	市町村からの財政支出金	33,824 千円		千円
		委託料・指定管理料	33,824 千円	千円
		補助金	千円	千円
		その他	千円	千円
その他(千円		千円	
総計	33,824 千円	総計	33,824 千円	

高松市障害者福祉タクシー助成事業について

1 対象者

高松市内に住所がある方で、次のいずれかの要件を満たしている方

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、1級または2級の方
- 身体障害者手帳をお持ちの方で、補装具または介護保険の制度を利用して、車いすまたは電動車いすを利用されている方
- 療育手帳をお持ちの方で、㉠またはAの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、1級または2級の方

2 助成内容一覧表

対 象	1枚当たりの助成金額	助成券の枚数 (1冊当たり)
身体障害者手帳	1級	30枚
	2級	15枚
	車いす	30枚
	電動車いす	50枚
療育手帳	㉠	30枚
	A	15枚
精神障害者 保健福祉手帳	1級	30枚
	2級	15枚

※ 制度についての説明は、手帳交付時等に個別で行っている。

3 助成券の支給について

- 対象者が必要に応じて任意で申請。(交付冊数：1人 = 1冊/年度)
- 申請は障害者手帳、印鑑を準備の上、高松市障がい福祉課、高松市身体障害者協会(事業委託先)、合併支所(庵治、牟礼、国分寺、香川、香南、塩江)の計8箇所のいずれかで交付手続を行う。
- 交付時は、手帳に交付日等を記載し、当該年度の支給台帳に受領印を押す。
- 該当する手帳を複数所持している場合は、いずれか1冊のみを交付する。

タクシー助成券見本		
表紙	助成券表面	助成券裏面

4 タクシー助成券支給状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
交付対象者(人)	12,103	12,325	12,784	12,427	12,632
交付人数(人)	4,390	4,651	4,749	4,863	5,121
助成金額(円)	29,058,305	31,478,385	32,309,162	33,859,345	33,823,050
助成券使用率(%)	43.3	41.0	41.8	43.3	42.6

※ 平成23年度助成券支給内訳

	交付対象者(人)	交付人数(人)	交付枚数(枚)	使用枚数(枚)	使用率(%)
身体1級	5,185	2,467	74,010	31,648	42.76
身体2級	2,850	1,096	16,440	8,657	52.66
車椅子	2,057	518	15,540	5,676	36.53
電動車椅子	204	73	3,650	1,712	46.90
療育①	477	67	2,010	730	36.32
療育A	564	132	1,980	647	32.68
精神1級	187	80	2,400	809	33.71
精神2級	1,108	688	10,320	3,944	38.22
合計	12,632	5,121	126,350	53,823	42.60

5 他市（中核市）の取り組み状況（高松市を含む中核市41市（平成23年度））

① 同様の事業を実施している中核市		
実施数	市名	事業の内容
40市	宇都宮市	・710円×60枚（1か月5枚）=42,600円/年
	郡山市	・500円×30枚=15,000円/年
	船橋市	・乗車料金の1/2を助成。 ・1枚あたりの助成限度額1,200円 上限120枚/年 ※他の条件により上限320枚、または無制限の場合有。
	奈良市	・400円×48枚=19,200円/年

② ガソリン助成等を行っている中核市		
実施数	市名	事業の内容
15市	姫路市	・レギュラーガソリン12㊦×12/年または軽油13㊦×12/年
	倉敷市	・ガソリン代月額2,000円までを助成。 2,000円×12か月=24,000円/年 ※他の条件により、月額6,000円の場合有。
	長崎市	・ガソリン券の交付 500円×10枚=5,000円/年
	大津市	・ガソリン8㊦券を年間12枚助成。 (軽油の場合は10㊦, ハイオクの場合は7㊦)

③ 所得制限等の要件を設けている中核市		
実施数	市名	事業の内容
7市	富山市	・世帯全員の合計所得が1,000万円を超えないこと。
	金沢市	・対象者の市町村民税所得割額が16万円未満であること。
	いわき市 高槻市	・特別障害者手当所得制限額に準ずる(配偶者および扶養義務者)
	久留米市	・自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている者、または施設入所者は対象外。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	太陽光発電システム設置補助事業（事業所用）				事業開始年度	平成20年度											
上位施策事業名	環境保全活動の推進				担当局・部名	環境局											
根拠法令等	高松市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱				担当課・係名	環境保全推進課 環境活動推進係											
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務																
実施の背景	温室効果ガスの削減のためには、再生可能エネルギーの利用促進が重要であり、本市は、その気象環境から、太陽光発電の導入が最適と考えられる。																
目的 (何をどうしたいのか)	太陽光発電システムの導入を推進することにより、本市における温室効果ガスの削減を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	太陽光発電システム未設置事業所						対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）									
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施															
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：)															
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（直接）間接]（補助先：設置事業者 実施主体：)															
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：) <input type="checkbox"/> その他（)															
事業内容 (手段、手法など)	太陽光発電システムを設置した事業所に対して、システムの発電能力 1kw当たりに対して、2万円の補助を行う。ただし、上限額として200万円（100kw）を設定している。なお、補助単価は21・22年度は10万円、23年度は8万円、24年度は2万円に変更している。																
関連事業 (同一目的事業等)	太陽光発電システム設置補助事業（住宅用）																
コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）										
	事業費合計	5,000	千円	19,689	千円	15,433	千円	3,056	千円								
	事業費内訳 (平成23年度分)	補助金 19,689千円															
	人件費	0.013	人	98	千円	0.013	人	98	千円	0.015	人	114	千円	0.007	人	53	千円
	総事業費	5,098	千円	19,787	千円	15,547	千円	3,109	千円								
財源内訳	国県支出金																
	国県支出金の内容																
	地方債																
	その他特財																
	その他特財の内容																
	一般財源	5,098	千円	19,787	千円	15,547	千円	3,109	千円								
財源合計	5,098	千円	19,787	千円	15,547	千円	3,109	千円									

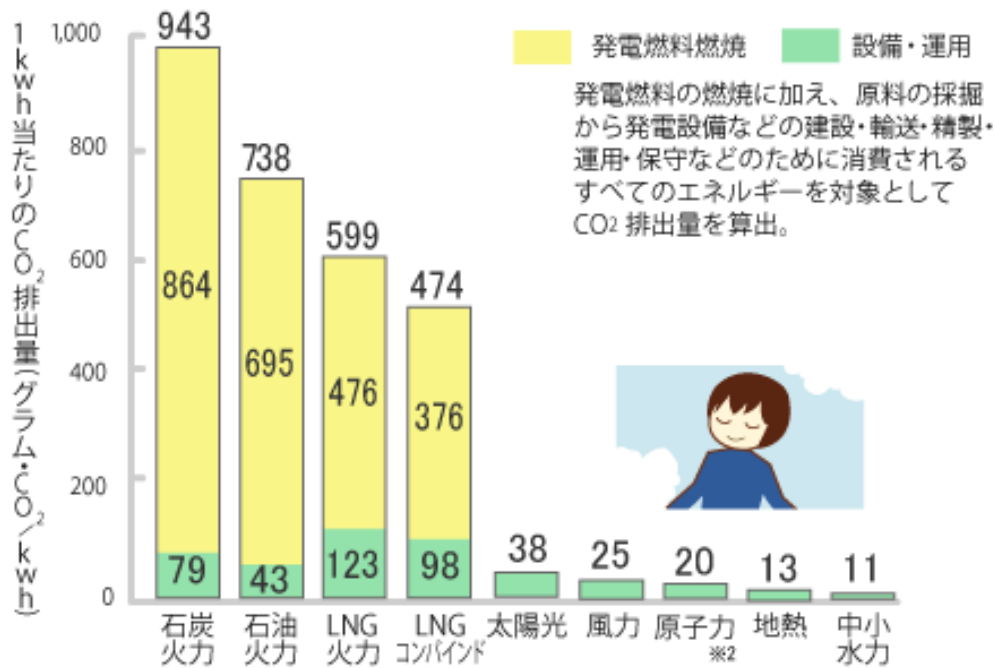
事業シート（概要説明書）

予算事業名		太陽光発電システム設置補助事業（事業所用）			事業開始年度	平成20年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		補助件数	件	14	10	3
		補助対象の総出力	kw	422	330	31
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費 / 補助件数	千円 / 件	1,413	1,555	1,036
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	① 総電力使用量に占める、太陽光発電システム設置費補助事業による発電の割合（住宅用も合わせて）を、26年度までに1%以上（市長マニフェスト） ② 事業所用の補助設置件数を、32年度（2020年）までに、累計で195件（高松市地球温暖化対策実行計画）				
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		電力使用量に占める太陽光発電の割合	%	0.48	0.34	0.21
		事業所用の補助設置件数（累計）	件	29	15	5
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	電力使用量に占める割合は、住宅用の進捗もあって、ほぼ順調に拡大しているが、事業所用の設置件数については、目標の達成が難しい状況である。ただ、事業所用では、一般的である10kw以上のシステムについて、今年度から余剰買取だけでなく全量買取制度が認められるため、今後は増加が期待できる。					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	長野市：設置した法人、個人に補助 2. 5万円/kw（4kwまで）・5万円/kw（4kw超） 松山市：設置した法人、個人に補助 5. 4万円/kw（10kw未満）・30万円（10～20kw）（ただし、全量買取は補助対象外） 国・香川県は、住宅用のみで事業所は対象としていない。					
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	高松市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の基準を満たす事業所に支出している。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	設置費	19,689 千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	19,689 千円		千円
	委託料・指定管理料	千円		千円
	補助金	19,689 千円		千円
	その他	千円		千円
	その他（ ）	千円		千円
総計	19,689 千円	総計	19,689 千円	

1. 各種電源別のCO₂排出量

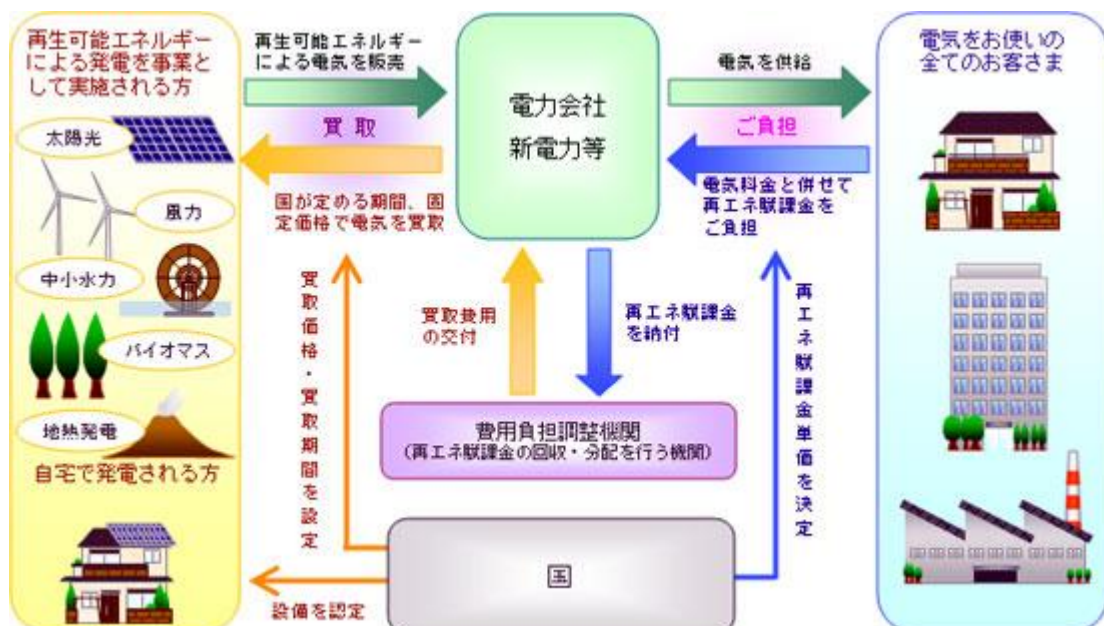


出典：電力中央研究所

2. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

- (1)買取 再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格・期間で電力会社等が買取
- (2)負担 電力会社等が買取に要した費用を、電気料金の一部として、電気をお使いの全てのお客さまに、電気のご使用量に応じて「再生可能エネルギー発電促進賦課金」としてご負担いただくしくみとなっております。

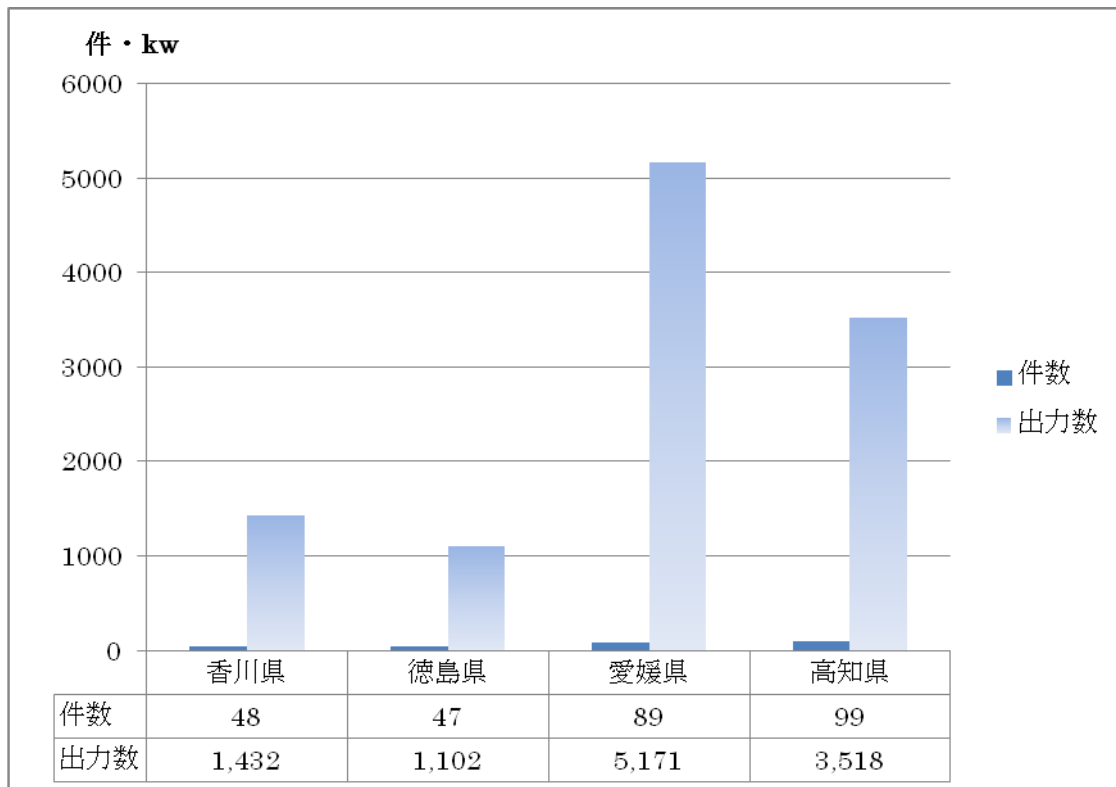
<再生可能エネルギー固定価格買取制度のイメージ>



出典：四国電力

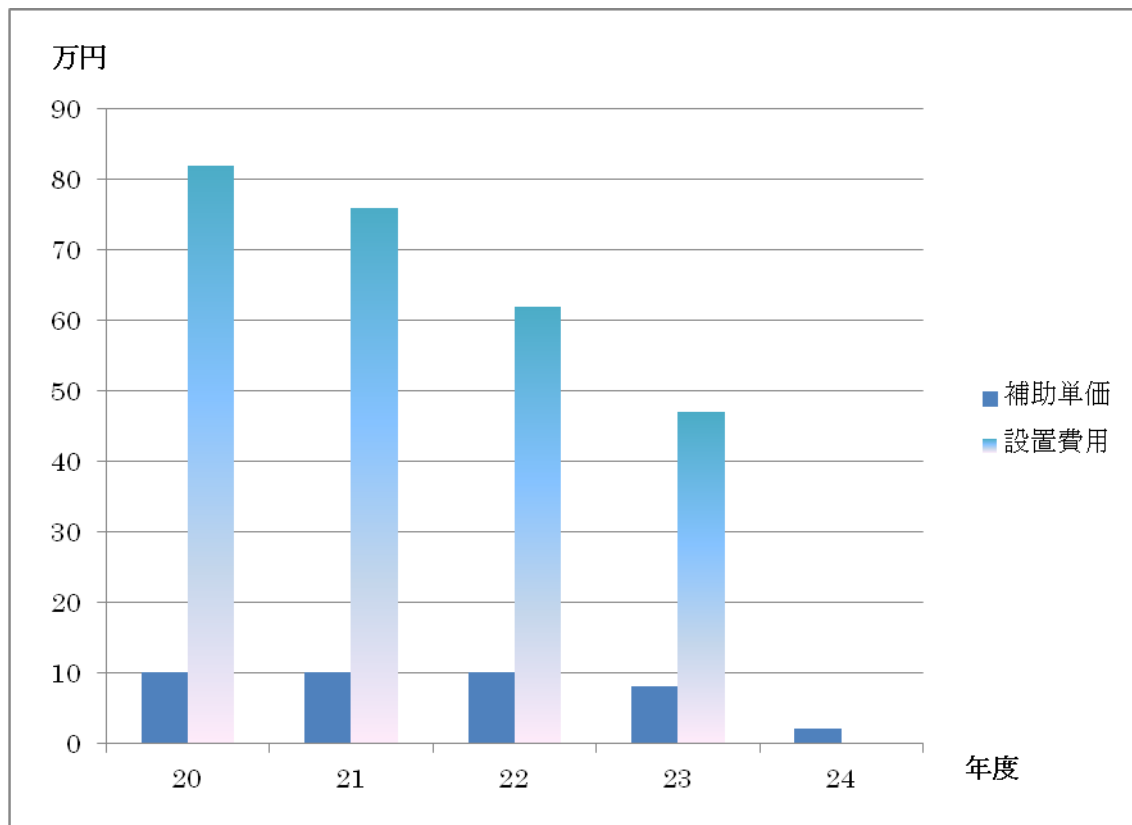
3. 発電出力11kw以上の太陽光発電設備認定状況

(平成24年1月末現在)



出典：四国経済産業局

4. 補助単価とキロワット当たりの設置費用



事業シート（概要説明書）

予算事業名		地籍調査事業		事業開始年度		S39～(旧高松市)				
上位施策事業名		居住環境の整備		担当局・部名		創造都市推進局 産業経済部				
根拠法令等		国土調査法（昭和26年法律第180号）		担当課・係名		土地改良課 地籍調査室				
事務区分		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務								
実施の背景		国土調査法の制定以前は、法務局（登記所）に土地台帳とその付属地図が備え付けられていたが、これらは明治期の地租改正の際に作成されたものであり、土地の実態と必ずしも一致しておらず、不正確なものも多かった。そこで、国土の開発、保全等土地に関する施策を円滑に進めるための基礎資料を整備するため、土地を一筆毎に調査し、地籍の明確化を図ることを目的として、昭和26年に国土調査法が制定され、自治体により地籍調査が行われるようになった。								
目的 (何をどうしたいのか)		調査計画区（字（あざ）単位）において、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、位置、面積の測量、調査を行い、その結果を基に地図・簿冊（地籍簿）を作成する。								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	①地籍調査計画区 ②地権者				対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）				
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施								
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：榊上智香川支店、三島開発コンサルタント(株)等）								
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）								
事業内容 (手段、手法など)	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）									
	国土調査法および地籍調査作業規程準則等の関係法令に基づき、毎年度、調査計画区を定め、初年度（前半工程）、次年度（後半工程）の2年度にわたり、事前準備、一筆地毎に地権者の立会いを得て各筆の境界を確認する現地調査、成果の閲覧、地図、簿冊の作成を行い、各工程の検査、認証を県より受ける。第3年度に調査結果を法務局に送付して調査計画区の調査を終了する。3年1サイクルの調査を毎年繰り返し、順次調査計画区域を拡大していく。 地籍調査の成果である地図、簿冊は、法務局に送付され、地図は法務局備付の地図（不動産登記法14条地図）となり、簿冊に基づき土地登記簿が書き改められて地籍が明確になる。									
	関連事業 (同一目的事業等)									
コスト		24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）		
	事業費合計	54,531	千円	45,439	千円	44,487	千円	39,191	千円	
	事業費内訳 (平成23年度分)	需用費 3,905千円 使用料及び賃借料 2,632千円 役務費 1,044千円 備品購入費 1,177千円 委託料 36,482千円 負担金、補助及び交付金 199千円 ※委託料内訳（千円） （測量業務等 26,822, システム・ロッカー保守業務 953, 成果の修正業務 7,704, その他 1,003）								
	人件費	12.2	人 92,232	千円	12.2	人 92,232	千円	12.2	人 92,732	千円
	総事業費	146,763	千円	137,671	千円	137,219	千円	131,923	千円	
財源 内訳	国県支出金	24,201	千円	21,150	千円	24,900	千円	18,852	千円	
		国県支出金の内容 農林水産業費県負担金								
	地方債		千円		千円		千円		千円	
	その他特財		千円		千円		千円		千円	
		その他特財の内容								
	一般財源	122,562	千円	116,521	千円	112,319	千円	113,071	千円	
財源合計	146,763	千円	137,671	千円	137,219	千円	131,923	千円		

事業シート（概要説明書）								
予算事業名		地籍調査事業			事業開始年度	S39～(旧高松市)		
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		登記筆数		筆	1,109	1,927	2,256	
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/	登記筆数	円/筆	124,140	71,209	58,477
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	調査完了面積（累計）および調査進捗率 (市域全体の地籍調査の完了を目標とする。)						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		調査完了面積（累計）		Km ²	308.48	307.37	305.16	
		調査進捗率		%	89.70	89.40	88.80	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>合併により引き継いだ庵治、牟礼地区および合併後新たに着手した香川地区の地籍調査を引き続き実施し、地籍の明確化を図ることができた。</p> <p>しかし、現状でも多くの職員を配置して調査を行っており、庵治、牟礼地区の調査終了後に、現体制を維持できるか問題がある。また、防災対策として国から調査の進捗が求められている中で、人員を削減された場合には、現状でも長期にわたる事業期間がさらに長引く可能性がある。</p> <p>このため、調査事業の効率的な進捗と、事業期間の短縮を図る観点から、現在直営で行っている部分の委託化を検討する必要があると思われる。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>1. 地籍調査進捗状況 全国平均約50%、香川県約81%、高松市約90%</p> <p>2. 香川県内 完了 4市2町、実施中 3市5町 休止中 1市1町 未実施 1町 * 休止中の坂出市および未実施の琴平町は、平成25年度から調査に着手</p>							
特記事項								

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）					
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<p>1. 測量業務等⇒公募型指名競争入札</p> <p>2. システム・プロッター保守業務⇒随意契約(長期継続契約):システム開発者</p> <p>3. 成果の修正業務⇒随意契約((社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)</p>				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出		
	国からの財政支出金	千円	測量業務等経費	26,822 千円	
	県からの財政支出金	千円	システム・プロッター保守経費	953 千円	
	市町村からの財政支出金	36,482 千円	成果の修正業務経費	7,704 千円	
		委託料・指定管理料	36,482 千円	その他経費	1,003 千円
		補助金	千円		千円
		その他	千円		千円
	その他()	千円		千円	
総計	36,482 千円	総計	36,482 千円		

地籍調査事業

1. 地籍調査事業の概要

地籍調査は、国土調査法第2条第5項の規定に基づき、一筆毎の土地について、その所有者地番および地目の調査ならびに境界および地籍に関する測量を行い、その結果に基づき地図および簿冊を作成するもの。

2. 本市の状況

旧高松地区（S39～S54）および香南地区（S32～S45）、国分寺地区（S55～S63）は合併前に地籍調査を終了。

庵治地区（H7～）、牟礼地区（H3～）、塩江地区（S59～H22）は、合併前から調査事業に着手しており、合併後も調査事業を継続して実施している。

また、塩江地区の調査が平成22年に終了したことにより、平成23年度から未実施地区であった香川地区の調査に着手した。

3. 調査の具体的な業務内容

ながれ	業務の内容	(工 程)	備 考	
①	実施計画づくり，対象地区の資料調査	A	初年度 ↓	(直営)
②	説明会（当年度開始地籍調査の対象地区）	B		(直営)
③	基準点測量（三角点・多角点）	C・D		(委託)
④	一筆地調査（現地調査）	E		(直営)
⑤	地籍細部測量（図根測量の準備）	F 1		(委託)
⑥	地籍細部測量（選点および標識の設置）	F 2	次年度 ↓	(委託)
⑦	地籍図（案）作成，地籍簿（案）作成	G・H		(委託)
⑧	仮閲覧			(直営)
⑨	本閲覧		3 年度 ↓	(直営)
⑩	国の承認，県の認証			(直営)
⑪	地籍図，地籍簿を法務局に送付→ 登記完了			(直営)

4. 調査体制

(1) 合併前

① 旧町（塩江：税務調査課3名，牟礼：地籍課5名，庵治：建設経済課6名）

② 高松市（土地改良課地籍係3名：地籍修正業務等）

合 計 17名

(2) 合併後（現状）

- ① 各支所：3名（3支所：9名）（現地調査業務）
- ② 本庁：3名，再任用1名（予算決算，業務発注，県等との連絡調整，地籍修正業務）

合 計 13名

(3) 基準点測量および細部測量等

専門的な資格や機器が必要なため，外部の専門業者（測量業者）に委託して実施している。

5. 今後の予定（計画）

(1) 牟礼地区，庵治地区 平成30年度 調査終了予定

(2) 香川地区（計画面積：27.29km²，筆数：約52,000筆）

- ① 牟礼地区，庵治地区の調査終了後，両地区の職員を香川地区の調査に移行

3名3班体制⇒平成54年度終了予定（調査期間約30年）

- ② 牟礼地区，庵治地区の調査終了後，職員3名を香川地区の調査に移行

3名2班体制⇒平成69年度終了予定（調査期間約45年）

- ③ 現在の3名1班体制で調査を実施⇒平成84年度終了予定（調査期間約60年）

6. 問題点

(1) 地籍調査の迅速化の要請

- ① 防災対策として，災害復旧工事の迅速化が図られる。（新潟県中越地震後の用地測量・買収：調査済み地区約2ヵ月，未実地地区約1年）

- ② 地震，土砂崩れ等により，地面がずれた場合や境界が滅失した場合にも，境界を現地に復元できる。

- ③ 山間部では，所有者の高齢化，過疎化が急速に進んでおり，現地や境界を知る所有者が減少している。⇒間伐や作業道の整備に支障が生じ，森林の荒廃が進行する。

(2) 人員の確保

- ① 職員全体の人数が制約される中で，10名以上の正規職員で調査業務に従事することが市全体として適切な人員配置となるか。

- ② 地籍調査においては，調査地区の地理，所有者等地域の実情に精通した職員が従事することが望ましいが，適当な職員を確保することが難しくなっている。

事業シート（概要説明書）

予算事業名	駐車場管理事業			事業開始年度	昭和43年度													
上位施策事業名	公共交通の利便性の向上			担当局・部名	都市整備局													
根拠法令等	高松市駐車場条例, 高松市道路附属物自動車駐車場条例および各施行規則			担当課・係名	まちなか再生課 事業係													
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務																	
実施の背景	高度経済成長期以降の急激なモータリゼーションの進展により、都心部の自動車交通量の増加にともなう、交通渋滞や路上駐車等が社会問題となったため、道路交通の円滑化、交通安全の推進および交通結節点整備等、都市機能の強化を目的に、中心市街地の駐車場整備地区に7箇所の駐車場を整備・運営し、住民サービスの向上を図っている。																	
目的 (何をどうしたいのか)	【都市機能の維持・増進】 路上駐車による道路交通の円滑化、交通安全の推進および交通結節機能の強化 【適正な管理運営】 官民の役割分担の下、受益者負担の原則を踏まえた駐車場の健全な管理運営																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	高松市立自動車駐車場7場（中央、南部、美術館地下、杣場川、瓦町駅地下、高松駅前広場地下、高松シンボルタワー地下駐車場）			対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）													
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： 事業内容欄のとおり ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																
		○中心市街地において駐車場整備地区を都市計画決定 ○駐車場不足に対応するため、交通結節機能強化、公共施設の利便性向上および中心市街地活性化の観点から必要な駐車場を整備・運営 ○民間駐車場との役割分担⇒駐車場協同組合との連携 ○民間活力の導入：H18に駐車場公社解散⇒指定管理者制度を導入 ○効率的な運営を実現するための取組 ・ワンコイン(100円)の料金体系 ・長時間駐車料金の割引 ・ポイント制の導入 ・回数券割引制度 ・共通駐車券の導入 ・身体障害者用駐車スペースの確保 ・H24.3：市役所立体駐車場廃止等 ※指定管理者：①高松市立駐車場等管理共同企業体 2社（中央、南部、美術館地下、杣場川、瓦町駅地下駐車場） ②シンボルタワー開発㈱ （高松駅前広場地下、高松シンボルタワー地下駐車場）																
		関連事業 (同一目的事業等) 県営駐車場：6箇所、1,147台 （高松駅前広場地下、高松シンボルタワー地下駐車場は県と共同運営）																
コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）											
	事業費合計		661,533	千円	674,517	千円	685,081	千円	675,509	千円								
	事業費内訳 (平成23年度分)		<input type="checkbox"/> 駐車場管理費 255,138千円 中央、市役所立体、南部、美術館地下、杣場川、瓦町駅地下、高松駅前広場地下、高松シンボルタワー地下駐車場 <input type="checkbox"/> 元金償還金 358,579千円 <input type="checkbox"/> 市債利子 60,800千円															
	人件費		1.4	人	10,584	千円	1.4	人	10,584	千円	1.8	人	13,682	千円	1.8	人	13,682	千円
	総事業費		672,117	千円	685,101	千円	698,763	千円	689,191	千円								
財源内訳	国県支出金		1,468	千円	950	千円	11,145	千円	1,555	千円								
	国県支出金の内容		駐車場管理委託金															
	地方債			千円		千円		千円		千円								
	その他特財		493,831	千円	497,089	千円	532,690	千円	514,096	千円								
	その他特財の内容		駐車場使用料収入															
	一般財源		176,818	千円	187,062	千円	154,928	千円	173,540	千円								
財源合計		672,117	千円	685,101	千円	698,763	千円	689,191	千円									

事業シート（概要説明書）

予算事業名		駐車場管理事業			事業開始年度	昭和43年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		年間延べ営業日数	日	2,805	2,798	2,798	
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 年間延べ営業日数	円/日	244,243	249,737	246,316	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	1 路上駐車台数 [目標: 0台] 道路交通の円滑化・交通安全の向上のため路上駐車ゼロを目指す。 2 年間使用料収入 [H24目標: 511,400千円(指定管理基本協定: 報奨金基準額)] 経営の健全化を図るため、利用促進を図り、使用料収入を確保する。					
	成果 (目標達成状況)		単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		重点地域瞬間路上駐車台数 (5路線)	台	30.8	30.0	32.4	
		駐車場年間使用料収入	千円	497,089	532,690	514,096	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	課題 ・使用料収入の漸減 ・経年劣化による施設修繕費の増加 今後の方向性 ・利用促進と管理コストの縮減に取り組むほか、長寿命化修繕計画を策定するとともに、各施設毎に今後のあり方について検討していく。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	松山市: 10箇所, 1,097台 (指定管理)						
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	・指定管理者の公募 8月～9月 ・選定委員会審査 10月(高松市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱) ・選定結果および選定理由をホームページで公表 11月 ・議会の議決を経て指定 12月 ・基本協定書締結(指定期間を通じての基本的事項) 12月 ・年度協定書締結(基本協定に基づく各年度の指定管理料の額) 3月				
当該事業の団体における収支状況			支出		
	国からの財政支出金	千円	人件費	16,549 千円	
	県からの財政支出金	千円	需用費	51,023 千円	
	市町村からの財政支出金	212,000 千円	役務費	775 千円	
		委託料・指定管理料	212,000 千円	委託料	127,543 千円
		補助金	千円	使用料及び賃借料	7,791 千円
	その他	千円	その他	430 千円	
	その他()	千円		千円	
総計	212,000 千円	総計	204,111 千円		

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

高松市立駐車場 位置図



凡 例

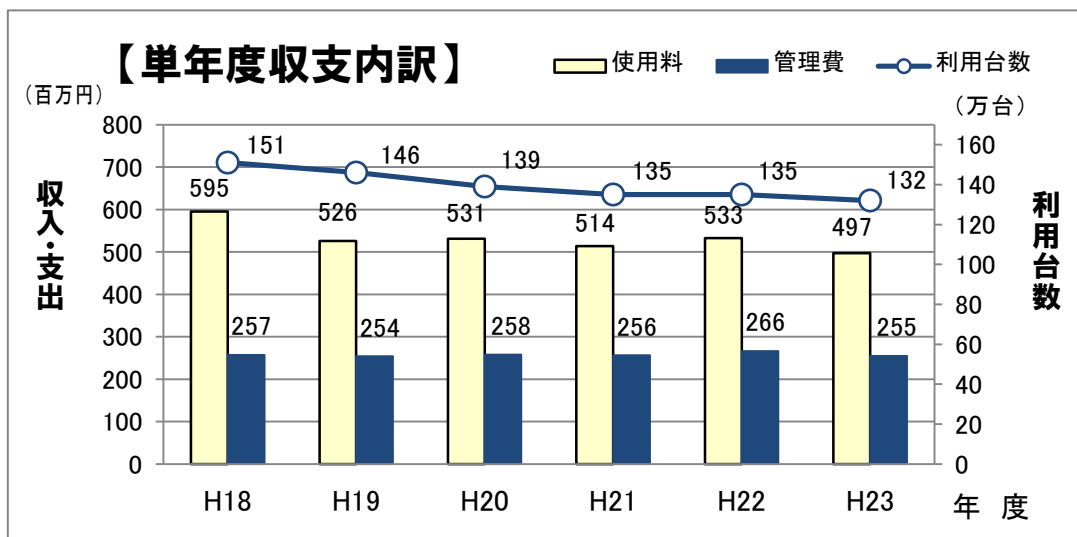
- 市立駐車場
- 駐車場整備地区
A=267.3ha

駐車場名	駐車台数(台)	供用年月	形式
①中央駐車場	321	S43.9	公園地下
②南部駐車場	412	S62.1	RC自走式
③美術館地下駐車場	144	S63.4	地下
④杉場川駐車場	113(38:バス)	S63.4	平面
⑤瓦町駅地下駐車場	448	H9.4	駅前地下
⑥駅前広場地下駐車場	395	H13.5	駅前地下
⑦シンボル地下駐車場	141	H16.3	地下
計	2,012	(バス含む)	

駐車場特別会計年度別決算の推移

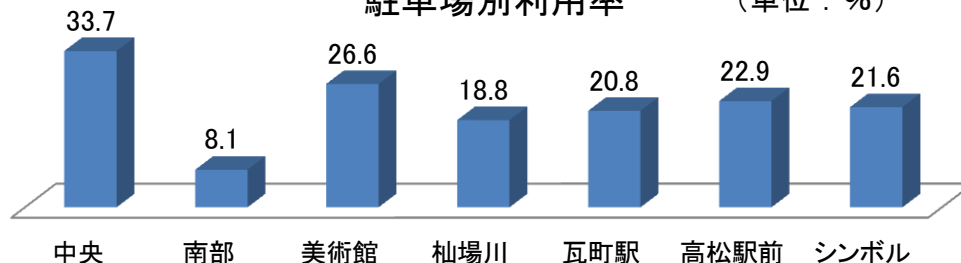
(単位:百万円)

項目	細目	H18	H19	H20	H21	H22	H23
収入	使用料	595	526	531	514	533	497
	繰入金	117	162	146	161	152	177
支出	管理費	257	254	258	256	266	255
	公債費	455	434	419	419	419	419
計		712	688	677	675	685	674



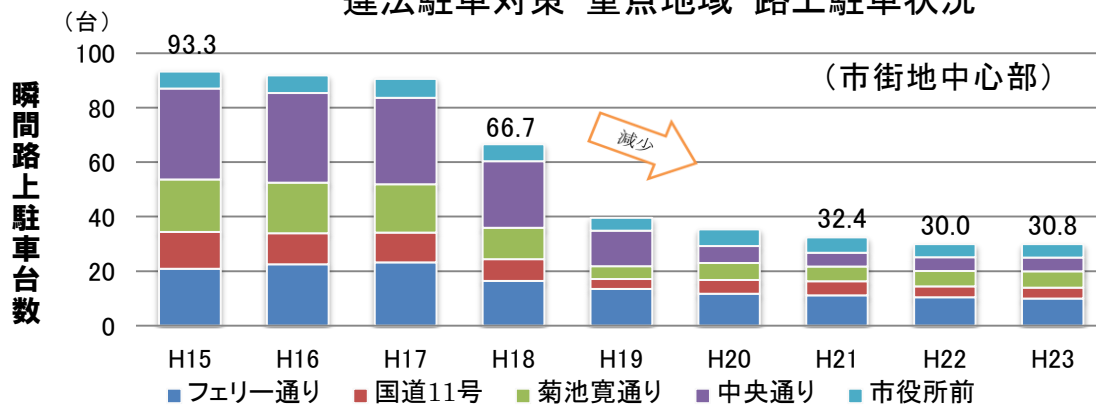
駐車場別利用状況

駐車場別利用率 (単位: %)



路上駐車状況

違法駐車対策 重点地域 路上駐車状況



事業シート（概要説明書）

予算事業名	消防車両整備事業	事業開始年度	昭和23年					
上位施策事業名	消防体制の整備	担当局・部名	消防局					
根拠法令等	消防組織法, 消防力の整備指針	担当課・係名	消防防災課 装備係					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務							
実施の背景	本市では、水火災又は地震等の災害を防除して被害軽減を図るほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、「消防力の整備指針」に基づき、必要な施設・人員を確保しており、このうち、消防車両については更新基準を定め、計画的に更新している。							
目的 (何をどうしたいのか)	消防車両の適正な維持管理や、老朽化した消防車両の更新により、各種災害に対する消防力の維持向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。							
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	消防車両	対象者数(全住民に対する割合) 人(%)					
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()						
事業内容 (手段、手法など)	<p>常備 平成24年4月1日 現在 消防ポンプ自動車等 63台 救急自動車 16台</p> <p>非常備(消防団) 消防ポンプ自動車等 108台 救急自動車 0台</p> <p>※消防車両を適正に維持管理するとともに、老朽化した消防車両を計画的に更新している。</p>							
関連事業 (同一目的事業等)								
コスト	24年度(予算)		23年度(決算)		22年度(決算)		21年度(決算)	
	事業費合計	262,340 千円	138,247 千円	397,336 千円	190,031 千円			
	事業費内訳 (平成23年度分)	消防自動車等管理費 32,349千円 消防団消防活動費 18,931千円 常備消防車両購入費 54,043千円 非常備(消防団)車両購入費32,924千円						
	人件費	2.45 人 18,522 千円	2.45 人 18,522 千円	2.45 人 18,622 千円	2.45 人 18,622 千円			
	総事業費	280,862 千円	156,769 千円	415,958 千円	208,653 千円			
財源内訳	国県支出金	25,995 千円	9,789 千円	154,001 千円	12,433 千円			
	国県支出金の内容	緊急消防援助隊設備整備費補助金, 石油貯蔵施設立地対策等補助金, 消防団安全対策設備整備費補助金, 地域活性化・経済危機対策臨時交付金						
	地方債	87,200 千円	59,000 千円	172,900 千円	45,100 千円			
	その他特財	52,410 千円	2,180 千円	14,085 千円	80,799 千円			
	その他特財の内容	消防施設整備基金, 消防車両売却収入, 保険解約返戻金						
一般財源	115,257 千円	85,800 千円	74,972 千円	70,321 千円				
財源合計	280,862 千円	156,769 千円	415,958 千円	208,653 千円				

事業シート（概要説明書）						
予算事業名		消防車両整備事業		事業開始年度	昭和23年	
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		消防車両維持管理総台数	台	188	188	188
		消防車両購入台数	台	5	9	9
	効率指標 (事業費/活動指標)	消防車両維持管理にかかる総事業費 / 消防車両総台数	千円/台	332	297	309
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	消防力を維持するため更新基準を設定し、当該年度に更新基準に達した車両および更新基準を超えている車両の台数に対して、更新した台数の割合を抽出したものの。 計画的に更新をするため100%を目標値とする。 (当該年度に更新基準に達した車両および更新基準を超えている車両の台数) H23年度 21台、 H22年度 24台、 H21年度 24台				
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		消防車両更新率	%	23.81%	37.50%	37.50%
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	老朽化した消防車両の更新や維持管理を行い、消防力の維持向上が図られている。今後においても、消防力の低下を招かないよう計画的に整備する必要がある。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	平成23年度 徳島市 車両保有台数 更新台数 常備49台 非常備24台 常備0台 非常備3台 松山市 常備91台 非常備115台 常備3台 非常備3台 高知市 常備78台 非常備108台 常備5台 非常備4台					
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）				
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円		千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
		委託料・指定管理料	千円	千円
		補助金	千円	千円
		その他	千円	千円
	その他(千円		千円
総計	0千円	総計	0千円	

消防車両整備事業

1 目的

各種災害に対応するために、消防車両を消防署所および消防団屯所に効率的に配備して、車両更新基準に基づき更新管理を行う。

2 消防局車両（受託町を除く。）

(24. 4. 1 現在)

区分 所属	ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	小型動力ポンプ付水槽車	化学機動車	支援車	指令車	調査車	広報車	査察車	高規格救急車	電源車	積載車	軽四積載車	災害用人員搬送車	搬送車（普・軽）	その他の車両	計
消防局	1							1	1	3	1					1	1		1	10
北消防署	3	1	2	1	1	1	1		1		1	3	3	1						19
南消防署	4	3	1	1	1				1		3	1	6		1			1		23
東消防署	5	2	1						1		2	1	4					1		17
西消防署	3	1							1		1	1	3							10
計	16	7	4	2	2	1	1	1	4	1	10	7	16	1	1	1	1	2	1	79

3 消防団（1 団本部 8 方面隊 3 5 分団）車両

(24. 4. 1 現在)

台数	団指令車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付自動車（全自動）	積載車	小型動力ポンプ付車	水槽付車	資機材搬送車	合計
台数	1	58	3	43		1	2	108

4 消防車両更新基準

車 両 名		緊急車 指定	型 式 性 能	更新基準
常 備 車 両	指令車・広報車・調査車	有	—	12年
	乗用車・査察車・広報車	無	—	12年
	消防ポンプ車	有	CD-I・CD-II	17年
	水槽付消防タンク自動車	有	水II	17年
	水槽車（10t）	有	I型	21年
	化学消防ポンプ自動車	有	I・IV型・大I型	21年
	救助工作車	有	III型	17年
	高規格救急自動車	有	高規格車	8年または 15万k
	はしご付消防自動車 （先端屈折式含む）	有	50m・35m・30m級	21年
	はしご付消防ポンプ車	有	35m級	21年
	災害用人員搬送車	有	大型	21年
	電源照明車	有	大型	21年
非 常 備 車 両	団指令車	有	普通	12年
	消防ポンプ車	有	CD-I型・BD-I	21年
	全自動付消防車	有	普通	21年
	小型動力ポンプ付積載車	有	普通	21年
	全自動付消防車（軽）	有	軽四	15年
	小型動力ポンプ付積載車（軽）	有	軽四	15年
	小型動力ポンプ付水槽車	有	中型	21年
	資機材搬送車	有	中型	21年

事業シート（概要説明書）

予算事業名		高松市民病院施設管理委託事業			事業開始年度	昭和48年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		委託業務内容の数	件	20	20	20
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 / 委託業務内容の数	千円 / 件	4,165	4,294	4,346
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	施設管理委託業務について、委託方法のあり方を検討する中で、平成26年度までに、平成20年度決算額に対する比較で10%・8,745千円減の78,703千円を目標とする。				
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度
		対20年度事業費削減額 (20年度決算額:87,448千円)	千円	4,141	1,560	533
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	委託業務の効率化や競争性の確保に努め、三病院の契約の統一や業者の変更を実施してきたが、依然として厳しい経営状況が続いており、さらなる費用の削減が求められている。しかしながら、競争性を強化した結果として、業者の変更に伴うトラブルが発生するなどの課題もあり、これらの解決策として、委託方法のあらゆる可能性を追求する中、それぞれの業務を特定の一業者に包括委託し、契約や委託管理事務の軽減、トラブルの縮減および総費用の削減を図りたいと考えている。その際、品質管理を徹底し、業務の質を確保することが不可欠であるほか、包括して請け負う委託業者への費用が相当高額になる可能性があり、費用対効果を見極め、慎重に対応する必要がある。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	徳島市民病院では、病院の新築の機会にあわせ、平成20年1月から包括委託の手法を採用している。					
特記事項						

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	施設管理業務については、3者による見積徴取の結果、最も低い金額を提示した業者を選定。守衛業務については、3者による見積徴取の結果、最も低い金額を提示した業者を選定。駐車場管理業務については、3者による見積徴取の結果、最も低い金額を提示した業者を選定。清掃業務については、3者による見積徴取の結果、最も低い金額を提示した業者を選定。なお、清掃業務のうち屋外清掃については、高齢者雇用対策のため、シルバー人材センター1者による見積徴取で業者を選定。						
当該事業の団体における収支状況	収入		支出				
	国からの財政支出金	千円	施設管理業務に係る経費	25,486	千円		
	県からの財政支出金	千円	守衛業務に係る経費	19,418	千円		
	市町村からの財政支出金	82,097	千円	駐車場管理業務に係る経費	3,024	千円	
		委託料・指定管理料	82,097	千円	清掃業務に係る経費	34,169	千円
		補助金	千円			千円	
		その他	千円			千円	
	その他()	千円			千円		
総計	82,097	千円	総計	82,097	千円		

～高松市民病院施設管理委託事業について～

高松市民病院の概要

病床数：417床

《診療科目》

内科，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，外科，呼吸器外科，脳神経外科，整形外科，精神科，小児科，皮膚科，形成外科，泌尿器科，産科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科，麻酔科（計20科）



○ 高松市民病院施設管理委託業務の概要

① 市民病院設備管理業務委託

（目的）

市民病院の施設を安全かつ衛生的で快適に使用するため，施設の管理を総合的に委託し，細心の注意をもって諸設備管理機械の点検，整備，清掃，費用を伴わない小修理などの維持管理を行い，故障の防止と設備，機械の保全に努め，各種設備を常に最良の状態に保ち，機能を十分に発揮させる状態に努める。

② 市民病院保安警備業務委託（守衛業務）

（目的）

市民病院の秩序と平穩を維持するために必要な巡視，火災・盗難等の予防，警戒，不測の事故に対する臨機応変の処置，関係者への連絡，病院出入者の警戒，案内等の業務および事務当直の業務を委託する。

・配置体制 8:30～17:00 2人 17:00～8:30 3人

③ 市民病院駐車場管理業務委託

（目的）

常に善良なる管理者の注意をもって，車両を利用して来院する患者が快適に診察できるよう管理業務を委託する。

正面玄関駐車場 14台

西駐車場 175台

東駐車場 91台

南駐車場 93台

④ 市民病院清掃業務委託

（目的）

市民病院内を清潔・衛生空間に保つため，責任ある清掃業務を委託する。

建物床面積 合計 22,409 m²

本館（BF～11F） 10,502 m²

東館（BF～3F） 4,602 m²

西館 876 m²

診療棟（2F～5F） 1,733 m²

北館（2F～4F） 1,971 m²

南館 1,214 m²

管理棟 1,117 m²

渡り廊下 394 m²

[高松市民病院平面図]



事業シート（概要説明書）

予算事業名	再生水利用下水道事業			事業開始年度	平成8年度～													
上位施策事業名	水の循環利用と節水の推進			担当局・部名	上下水道局													
根拠法令等	下水道法			担当課・係名	下水道整備課 下水道施設課													
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務																	
実施の背景	本市では、平成6年の大湯水を契機に水資源のさらなる有効利用が求められるようになり、平成8年度に「再生水利用下水道事業」として国の採択を受け事業を実施し、東部下水処理場からサンポート高松などへ再生水を供給している。																	
目的 (何をどうしたいのか)	自己水源が乏しく度々湯水を経験している本市にとっては、節水・循環型水利用を推進する上で、再生水利用下水道事業を計画的に進める必要がある。また、下水処理水は都市の貴重な水資源であり、再生水の利用促進により水の循環利用と節水の推進を図る。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	大規模建築物（延床面積2,000㎡以上）を建築する事業者や再生水供給区域内における利用希望施設			対象者数（全住民に対する割合） 人（ % ）													
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施																
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：四国テクニカルメンテナンス㈱）																
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： _____）			実施主体： _____													
	□貸付（貸付先： _____） □その他（ _____）																	
事業内容 (手段、手法など)	国土交通省の交付金対象事業として、再生処理施設および再生水管を整備し、下水処理水をさらに高度処理した再生水を需要者に供給する事業。 平成13年度に東部下水処理場内に1,400㎡/日の再生処理施設が完成し、現在、再生水管の整備を進めるとともに、適正な運転管理に努め、平成23年度末で中心市街地の57施設に供給している。 利用促進策として、大規模建築物（延床面積2,000㎡以上）を建築する事業者に対し、節水・循環型水利用計画書の提出を義務付けており、再生水供給区域内における需要者に周知することで利用促進を図っている。 これまで整備に要した総事業費は、約18億6千万円で、利用料金は1㎡当り150円である。 ＜計画概要＞ ・計画目標年次 事業計画：平成8年～26年度（全体計画：～平成30年度） ・事業計画区域：中心市街地等182.9ha ・目標最大給水量：3,400m ³ /日（既存能力1,400m ³ /日）																	
関連事業 (同一目的事業等)	雨水利用施設整備助成事業（担当局：上下水道局給排水設備課、事業費（H24年度予算）：21,895千円、事業内容：民間が設置する雨水タンク等への補助金交付）																	
コスト	24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）											
	事業費合計		50,913	千円	45,469	千円	52,295	千円	54,819	千円								
	事業費内訳 (平成23年度分)		・再生処理施設等運転管理費（備消耗品、光熱水費、委託料、施設修繕料等） H23:16,918千円 ・再生処理施設等資本費（建設に要した起債の元利償還金） H23:28,551千円															
	人件費		0.5	人	3,780	千円	0.5	人	3,780	千円	0.5	人	3,801	千円	0.5	人	3,801	千円
	総事業費		54,693 千円		49,249 千円		56,096 千円		58,620 千円									
財源内訳	国県支出金																	
	国県支出金の内容																	
	地方債																	
	その他特財		32,192	千円	26,089	千円	28,746	千円	29,841	千円								
	その他特財の内容		再生水利用料金（利用者より徴収）															
	一般財源		22,501	千円	23,160	千円	27,350	千円	28,779	千円								
財源合計		54,693 千円		49,249 千円		56,096 千円		58,620 千円										

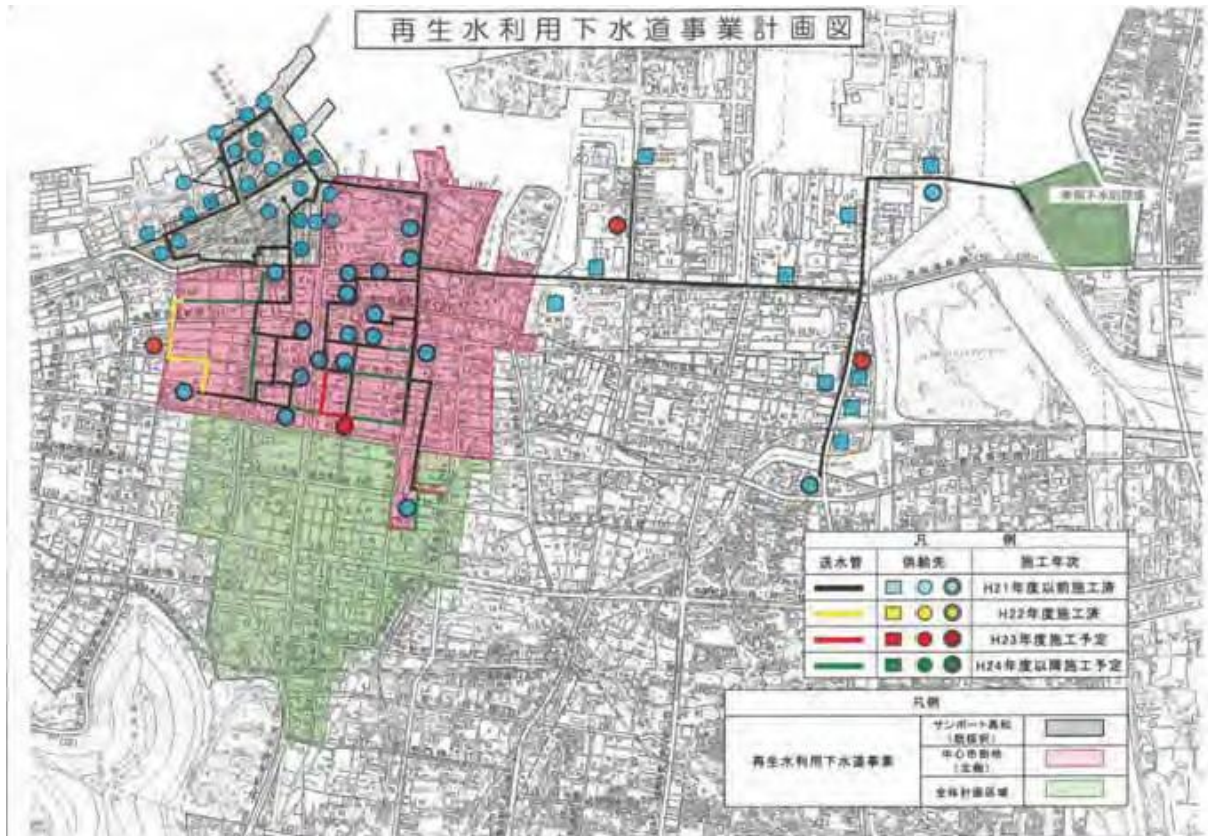
事業シート（概要説明書）

予算事業名		再生水利用下水道事業			事業開始年度	平成8年度～	
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		再生水送水量（年間）	m ³	242,871	283,220	289,765	
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費 / 再生水送水量	円/m ³	203	198	202	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	再生水を利用する施設の増加を図ることで、より節水・循環型都市の推進に寄与することができる。 平成27年度末を目標年次とする第5次高松市総合計画策定時（H19年度）において、実績に基づき年間2施設の増加を見込み、目標値を64施設としている。 （H18末46施設→H27末64施設）					
		【成果指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
	成果 （目標達成状況）	再生水利用施設数	施設	57	53	53	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		平成23年度末において57施設に再生水の供給を行っており、総合計画の平成27年度目標値である64施設の供給に向け事業を推進しているが、計画目標水量に対して使用水量が少ない。 また、コスト面で、運転管理費と資本費を合わせた額を送水量で除した再生水の単価は約200円/m ³ で、販売価格の150円/m ³ より若干高いが、健全な水循環を構築していく上では必要な事業と考えている。 しかし、今後、施設の老朽化等に伴い、施設の修繕や更新等を行う必要があること、また、景気の悪化等から利用者の大幅な増加が見込めない状況であることなどから、既供給区域内での利用拡大は図っていくが、中心市街地南部地域への拡大等の事業拡大については、水の有効利用促進と費用対効果の両面から比較検討していく必要がある。					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		国土交通省の再生水利用下水道事業等として全国で実施されている。水洗便所用水等として利用しているのは、福岡市、東京都、神戸市、蒲都市等がある。					
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 （選定経過等、支出先の妥当性）	再生処理施設の運転維持管理業務については、平成21年11月24日に技術提案型競争入札による参加業者を公募し、包括的民間委託技術提案書評価委員会において選定した指名業者2者で平成22年2月26日に入札（開札）を行い、入札金額が安価な業者と3カ年の長期継続契約を締結した。						
当該事業の団体における収支状況	収入			支出			
	国からの財政支出金	千円	再生水処理施設管理費	7,235 千円			
	県からの財政支出金	千円		千円			
	市町村からの財政支出金	7,232 千円		千円			
		委託料・指定管理料	7,232 千円		千円		
		補助金	千円		千円		
		その他	千円		千円		
	その他（	千円		千円			
総計	7,232 千円	総計	7,235 千円				

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。



事業計画

期間: H13～H26	
区域: 約 182.9ha	サンポート: 33.5ha
	中心市街地: 149.4ha
計画需要量: 3,400m ³ /日 (日最大)	
	サンポート: 1,400m ³ /日
	中心市街地: 1,500m ³ /日
	旧モデル事業: 500m ³ /日
管延長: 19,280m	

		供給施設先一覧				旧高松市 57 施設		(H24.3.31 現在)	
旧モデル事業		1	高松市総合体育館	6	香川県環境保健研究センター				
		2	高松競輪場	7	東京製鉄(株)高松工場				
		3	衛生処理センター朝日町中継所	8	高松市朝日町庭球場				
		4	西日本高速道路(株)四国支社	9	高松市福岡町プール				
		5	高松市斎場公園	10	高松市施設管理センター				
水環境創造事業(水循環再生型)	サンポート高松内	1	JR四国本社	13	国道30号植栽				
		2	JR四国高松診療所	14	シンボルタワー				
		3	JR四国テナントビル	15	高松駅前線植栽				
		4	JR四国高松駅	16	高松駅北線等植栽				
		5	全日空ホテルクレメント高松	17	多目的広場地下駐車場				
		6	高松港旅客ターミナルビル	18	四国労働金庫本店				
		7	高松港レストハウス	19	シーフロントプロムナード				
		8	高松港発券場	20	多目的広場				
		9	高松港管理棟	21	サンポート高松 A-1 街区				
		10	高松駅前広場	22	高松地方合同庁舎(A棟)				
		11	公衆便所(駅前広場)	23	サンポート(シーフロント内便所)				
		12	地下駐車場(駅前広場)	24	香川県医師会館				
	中心市街地(北側)および送水管沿線	1	高松三越(本館、新館)	13	ホテル川六エルステージ				
		2	県歴史博物館	14	高松市丸亀町壺番街ビル				
		3	高松北警察署	15	東明ビル				
		4	むうぶ片原町	16	四国通商(株)				
		5	高松市環境業務センター	17	日本生命高松ビル				
		6	高松市役所	18	中国銀行高松支店				
		7	高松家庭・簡易裁判所	19	中部バイパス第2幹線工事(1工区)現場				
		8	四国ビジネス(株)	20	香川県立中央病院工事現場				
		9	高松工芸高校	21	新番丁小学校				
		10	高松スラグステーション	22	福岡ポンプ場土木工事現場				
		11	高松フコク生命	23	番町中部バイパス第2幹線工事(2工区)現場				
		12	コトデン瓦町ビル						

事業シート（概要説明書）

予算事業名	成人式式典事業			事業開始年度	昭和24年度				
上位施策事業名	青少年の健全育成			担当局・部名	教育局				
根拠法令等	国民の祝日に関する法律，文部省事務次官通達（昭和31年12月10日）			担当課・係名	生涯学習課 青少年係				
事務区分	■自治事務 □法定受託事務								
実施の背景	「国民の祝日に関する法律」に定められている国民の祝日(1月の第2月曜日)である「成人の日」の趣旨を踏まえ、全国の市町村において成人式行事などを行うようにとの内容で、国(当時の文部省)からの事務次官通達(昭和31年12月10日)などが出たことで、一斉に全国で成人式行事が開催されるようになった。								
目的 (何をどうしたいのか)	新成人となる青年に対して大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますために式典を実施する。								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	新成人となる青年			対象者数（全住民に対する割合）				
					3,868 人（ 0.9 % ）				
	実施方法	■直接実施							
		■業務委託 又は □指定管理（委託先又は指定管理者：株式会社アド・サービスセンター（ステージ装飾），フジガード株式会社（警備），株式会社ウィザード（効果映像），高松ケーブルテレビ（同時中継），高松ビデオ友の会（ビデオ製作））							
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）							
		□貸付（貸付先： ） □その他（ ）							
事業内容 (手段、手法など)	高松市および高松市教育委員会の主催により中央一括集合形式で式典を開催する。 ・開催日 「成人の日」（平成24年度は、平成25年1月14日） ・場所 サンポート高松 （大ホール、第一小ホール、第二小ホール、かがわ国際会議場、展示場） 1つの会場では、収容人数に限界があるため、5つの会場を使用し、メイン会場である大ホールで式典を行い、他の4会場には式典の様態をスクリーンで同時中継をしている。 ・式典の企画、運営 公募によって決定した新成人を中心とする成人式運営スタッフと協力して進め、新成人の意見を尊重しながら、高松市、高松市教育委員会で最終決定をする。 ・成人式案内状発送 住民登録をしている方および市外在住で成人式出席を希望される方にも市内の帰省先等の住所に発送している。 ・記念品 記念パンフレットを作成し、案内状封筒に同封の上、送付している。								
関連事業 (同一目的事業等)									
コスト		24年度（予算）		23年度（決算）		22年度（決算）		21年度（決算）	
	事業費合計	4,684 千円		4,358 千円		4,491 千円		4,627 千円	
	事業費内訳 (平成23年度分)	短期臨時職員人件費 110千円 報償費 20千円 旅費 26千円 消耗品費 16千円 食糧費 27千円 印刷製本費 245千円 役務費 290千円 委託料 2,919千円 使用料及び賃借料 705千円							
	人件費	0.6 人	4,536 千円	0.6 人	4,536 千円	0.6 人	4,561 千円	0.6 人	4,561 千円
	総事業費	9,220 千円		8,894 千円		9,052 千円		9,188 千円	
財源内訳	国県支出金								
		国県支出金の内容							
	地方債								
	その他特財	100 千円		35 千円		30 千円		53 千円	
		その他特財の内容 成人式案内状送付用封筒広告掲載料							
	一般財源	9,120 千円		8,859 千円		9,022 千円		9,135 千円	
財源合計	9,220 千円		8,894 千円		9,052 千円		9,188 千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		成人式式典事業		事業開始年度	昭和24年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】	単位	H23年度	H22年度	H21年度	
		運営スタッフとの協議回数	回	10	10	10	
		効率指標 (事業費/活動指標)	運営スタッフ会議事業費 / 運営スタッフとの協議回数	円	45,600	46,300	46,600
	成果目標 (指標設定理由等)	・成人式出席率約68% 現在、使用している施設であるサンポート高松の全会場（大ホール、第一小ホール、第二小ホール、かがわ国際会議場、展示場）の収容可能人数の合計によって、最大限出席可能な人数から算出している。					
事業成果	成果 (目標達成状況)	単位	H23年度	H22年度	H21年度		
		成人式出席率	%	58.3	58.2	56.7	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		成人式は、一生に一度の節目を祝い、大人としての第一歩を踏むキッカケとなる良い機会となっており、社会的に意義のある事業である。 式典内容等について、今後も運営スタッフと協議を進めながら、式典をより良いものにし、更に参加率を高めていく。 また、開催場所および開催日についても、新成人の意見を尊重しながら、検討していく。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		中核市41市全てで成人式式典事業を実施している。 実施方法については、それぞれの自治体によって異なる。 （中央一括開催：27市、分散開催：14市）					
特記事項		平成13年度から成人式運営スタッフを公募し、高松市・高松市教育委員会と協力して行う現在の実施体制となった。					

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	委託契約のステージ装飾・音響照明・記念写真等については、3者以上の業者から企画競争にて選定し、株式会社アド・サービスセンターに委託、警備および効果映像製作については、3者以上の業者から見積徴取を行い選定し、警備については、フジガード株式会社に、効果映像製作については、株式会社ウィザードにそれぞれ委託、映像撮影中継およびビデオ製作については、業務内容および経費等を考慮し、それぞれ高松ケーブルテレビ、高松ビデオ友の会に委託している。					
当該事業の団体における収支状況	収入		支出			
	国からの財政支出金	千円	ステージ装飾・音響照明・記念写真等	1,930	千円	
	県からの財政支出金	千円	会場周辺警備	289	千円	
	市町村からの財政支出金	2,919 千円	効果映像製作	200	千円	
		委託料・指定管理料	2,919 千円	同時中継等業務	450	千円
		補助金	千円	記録ビデオ製作	50	千円
		その他	千円			千円
	その他(千円				千円
総計	2,919 千円	総計	2,919	千円		

成人式式典事業について

1. 趣旨について

国民の祝日に関する法律 第2条

成人の日 一月の第二月曜日

おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほめます。

文部省 文部事務次官通達「成人の日」の行事について 昭和31年12月10日

「『成人の日』の式は、成年に達した男女青年の新しい門出を祝福するとともに、成年になろうとする青少年にもその喜びを分かち、将来の幸福を祈念する厳粛で、あたたかみのあふれたものとする事、また、主催は、市町村教育委員会・市町村とし、その他の関係機関、団体等がこれらに加わることが望ましい。」

2. 成人式式典出席人数

開催年	該当者数			出席者数	出席率	市外登録者数
	男	女	合計			
2008	2,333 人	2,198 人	4,531 人	2,511 人	55.4%	275 人
2009	2,200 人	2,140 人	4,340 人	2,504 人	57.7%	221 人
2010	2,142 人	2,154 人	4,296 人	2,436 人	56.7%	252 人
2011	2,111 人	2,033 人	4,144 人	2,413 人	58.2%	213 人
2012	2,074 人	2,031 人	4,105 人	2,394 人	58.3%	200 人

3. 成人式式典内容

2012年次第

テーマ	つな繋がり
オープニング	高松第一高等学校合唱部による演奏 いきものがかり「歩いていこう」
開式宣言	新成人運営スタッフ
祝辞	高松市長・高松市議会議長
メッセージ上映	20歳のメッセージ インタビュー形式でテーマに沿った質問等に答えてもらう 例「自分が繋がっている周りの人へのメッセージ」 「自分の20年間を漢字1字で表すと何ですか？」等々 お祝いメッセージ 高校の恩師や人生の先輩からのメッセージ 例「高松市内13高校の教師」「新屋島水族館のイルカの調教師」 「警察犬訓練士」「アニメーター」等々
閉式宣言	新成人運営スタッフ
エンディング	BGM 榎原 敬之「どんときも」

4. 成人式運営スタッフ人数推移

開催年	成人式運営スタッフ人数		
	新成人	新成人以外	合計
2009	3人	6人	9人
2010	5人	7人	12人
2011	6人	7人	13人
2012	5人	6人	11人
2013	6人	6人	12人

5. 会場収容人数

各会場	収容定員(人)
サンポートホール(大)	1,500
サンポートホール(1小)	310
サンポートホール(2小)	450
県展示場	400
県国際会議場	390
合計	3,050

ただし、大ホールは関係者用等に150席、
県展示場は通路、ステージ確保のため106
席、合計256席分のスペースが必要
 $3,050 - 256 = 2,794$ 席

最大出席可能人数 2,794人

6. 2012年成人式アンケート実施結果

(1) 開催時期について

開催時期	割合	希望理由	中核市の状況
① 成人の日	64.1%	成人の日に成人式をしたいので、今までどおりで良いです。等	20市
② 成人の日前日	27.0%	次の日が休日ではなく、大学や仕事があるため急いで帰るか、休みをとらなくてはならない。等	10市
③ 1月3日	4.8%	お正月の頃の方が、帰省時期と合致するので参加しやすい。等	0市

(2) 開催方法について

開催方法	割合	希望理由	中核市の状況
① 中央一括開催	81.6%	大勢で集まってお祝いできるし、高校時代の友人たちとも会えるので、今のままで良い。等	27市
② 分散開催 (中学校単位)	13.2%	中央一括では、人多すぎるので、会場(メイン)に入れにくい。中学校単位の方が、顔見知りばかりで、会場も遠くに行かずに済む。等	4市
③ 分散開催 (小学校単位)	3.9%	少人数の方が楽しめるので、小学校単位が良い。等	3市

(3) 意見

- ①会場内の席を中学校単位にしてほしい。
- ②サンポートは、風が強くて寒いし、たくさんの人達が集まるには、狭い。
- ③成人できて嬉しいです。
- ④簡素な式典の方が良い。等

事業仕分けのきっかけ



- ◆「公共・公益」とは？
- ◆行政の役割とは？
- ◆官と民のあるべき姿は？
- ◆国と地方のあるべき姿は？
- ◆本当に必要で無駄のない公共サービスのあり方とは？



抽象論より具体的な事務事業から見ていくほうが早いのでは？

改革のスタートは、「“公共・公益”の担い手や担い方」をひとつひとつ問い直すこと。

事業仕分け＝「そもそも」の視点から、官と民、国と地方の役割・責任分担はどうあるべきかを確認しつつ、過去から堆積してきた「公共」を事務事業レベルから大掃除するツール

事業仕分けとは



1. 事業仕分けは手段である

事業仕分けはコストカットが目的だと思われがちだが、事業仕分けは手段であり、コストカットだけが目的ではない。事業仕分けは「使いよう」である。

2. 事業仕分けは事前査定ではなく事後チェックである

どれだけ「きれいな」計画や趣旨説明があっても、実際にどうお金が使われたかをチェックしなければ、その事業が役に立っているかどうかはわからない。それが事業仕分けの役割。

3. 事業仕分けが目指すのは民主主義の健全化である

形式ではない実質的な「公開性」と「外部性」は、国民一人ひとりが当事者意識を持つきっかけになる。そこから、行政や議会が再び動き、民意が政治・行政に反映され始める。

事業仕分けの5原則

①議論対象の具体化(事務事業レベルでの議論)

抽象的な議論や結論で終わらせないために、できる限り細かなレベルの事業を対象に議論する。

②外部かつ現場の視点

実際のお金の使われ方を熟知している外部の識者や経験者(リアリティを持つ現場の人)が、仕分け人(評価者)として参加することで、従来の行政内部での議論では出てこなかった論点が生まれる。

③全面公開

誰もが事業仕分けを傍聴できるよう全面公開で行う。住民に開かれた場で議論することにより、緊張感、結論への責任感が生まれる。また傍聴する住民の側も、事業内容や予算の使われ方を知ることによって行政に対して「当事者意識」や信頼感の醸成のきっかけとなる。

④「事業シート」の作成

事業の目的や内容、成果目標などが具体的かつ端的に記載され、統一フォーマットで行政の事業を比較できる「事業シート」を作成する。事業シートは様々な論点を浮き彫りにするための入口となる。

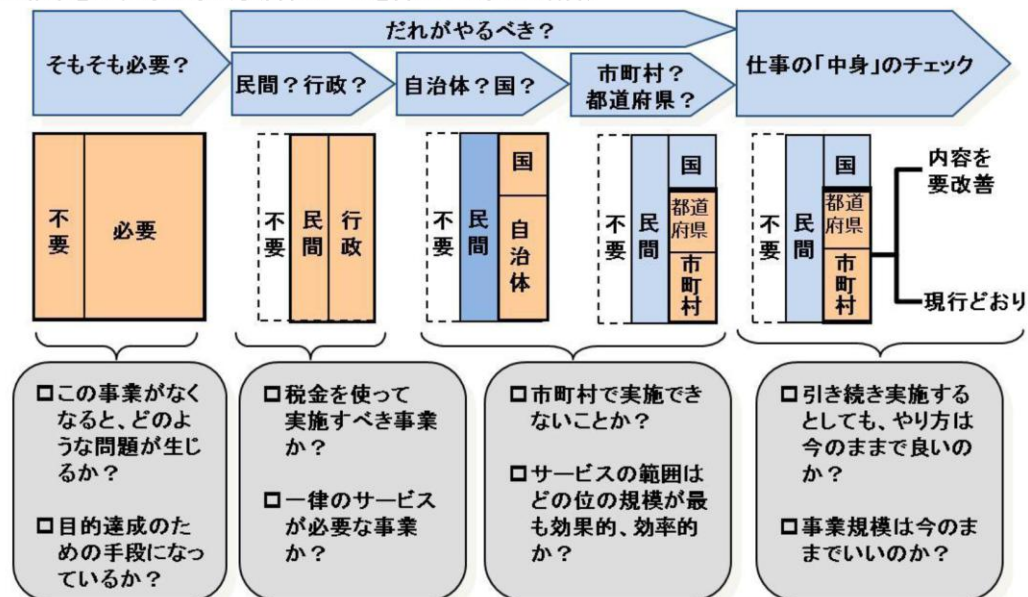
⑤明確な結論

最終的に一定の結論を出す。公開の場で明確な結論を出すことで、改革すべき内容が住民、国民に明らかになり、その実現に直結する。また、仕分けの結論の対する最終判断は首長や議会の責任であるため、結論を入口として、その後の内部での議論を喚起することにもつながる。

これらの“5原則”が守られなければ「事業仕分け」とは呼べない

事業仕分けの考え方の流れ

仕分け結果を出す時の考え方(評価シートを書く上で考える順番)



過去からの経緯は「事業の必要性」とは別のこと

- そもそも論が重要で、過去の経緯やしがらみにとらわれると、かえって市民の立場に立った改革ができていく

事業仕分けで、よく議論になるポイント

- 行政のビジョンの再確認、自治体の方向性の把握
- 目的に合致しているか、目的達成のための有効な手段か
- 効果の検証はなされているか、具体的なデータで確認
- 適正な受益者負担か、受益者・地域などの偏在は
- 他部署・他自治体・国の重複はないか、広域の視点で
- 将来にわたる費用をフルコストで把握しているか
- 公共施設は全体の最適化を図っているか
- 出資法人等への委託・補助は適正か、民業圧迫がないか
- 市民の自立を阻んでいないか、依存型市民養成ではないか
- 信頼できるデータ・根拠に基づいた論理的思考か

日ごろ意識して仕事をしていれば、普通に答えられること

「事業仕分け」が問うこと

「事業仕分け」はツール

「事業仕分け」はあくまでもツール。

目的、問題意識を持って実施することが大事。「事業仕分け」を実施することがゴールではない。

民主主義の基本 — 国民一人ひとりの考え方・生き方を問う

行政サービスの具体的な見直しを通じて、税を負担し、また公共サービスを受ける私たち国民の考え方や生き方の見直しと、自治体や国の仕組みの再構築(=本当の意味でのリストラクチャリング)に向けた議論を行う場であり、民主主義の基本といえる。

行政の事業仕分け年表 ～構想日本事業仕分け実施一覧～



全事業仕分け		選択事業仕分け									
目的	行政の役割、国と地方の役割を定量化。自治体への国のコントロール(関与・規制)のあぶり出し。	各自治体の行財政改革への貢献。 予算への反映(歳出削減)、評価システムの見直し等。									
	対象・手法	予算事業から抽出して実施(20~100事業程度) 現実論を加味し、改善提案も出すように 市民参加型(市民判人方式)の増加 会派が主催する仕分けの増加									
自治体	2002年 2月 岐阜県 4月 岩手県 5月 宮城県 秋田県 高知県 8月 三重県 11月 三浦市	2004年 3月 多治見市 12月 横浜市	2月 直方市 大磯町 5月 浜松市 6月 草加市 7月 甲府市 町田市 8月 加西市 館山市 10月 都留市 菅志野市 2月 岡山市(試行) 8月 熱海市 11月 高島市②	2月 東京都府 大坂市 7月 ※横浜市 甲府市② ◆富士見市 藤沢市 大津市 加西市② 9月 磐山市② 都留市② 小田原市 高松市 和光市 北栄町 足利市 ※京都府② 11月 静岡県 奈良市 12月 ◆草津市 広島県	6月 ◆高浜市 所沢市 7月 甲府市③ ◆奈良市② 鎌倉市 藤沢市② 福城市 相模原市 8月 高松市② 淡路市 柳井市 ◆草津市② 大坂市③ ◆沼津市 新潟市② ◆門真市	9月 枚方市 静岡県② 美郷町 ◆富岡市 鹿沼市 広島県② ◆土浦市 ◆四街道市 ◆出雲市 10月 龜山市 五島市 都留市③ 開成町 ◆佐久市 ◆横濱市 桐生市 松阪市	11月 ※さいたま市 ※横浜市② 北栄町② ◆富岡市 深谷市 岡垣町 ◆益田市 ※越谷市 ◆加西市③ ◆小諸市③ ※京都府③ 松戸市 ◆龍ヶ崎市 ◆大刀洗町 ◆宮城県	1月 ※京都市 ◆京都市 長野県② 4月 ◆寒川町② 6月 高浜市② 7月 ◆門真市② 美作市 ◆土浦市② 藤沢市③ 府中市 高松市③ 淡路市② 8月 ◆安城市 ◆佐久市② ◆富岡市② ◆大坂市④ 9月 ◆長野県③ ◆鹿沼市② 三重県②	10月 ◆龍ヶ崎市② ◆鎌ヶ谷市 ◆つくばみらい市 田川市 都留市④ ◆小諸市② ※京都府④ 岡垣町② ◆静岡県③ ◆三島市 ◆かすみがうら市 ◆白井市 1月 日田市	◆…市民判人方式での実施 (仕分け人の議論に基づき 市民が判定する方式)	
	国	2003年 3月 長野県 8月 新潟県 10月 新潟県	2007年 1月 秋田市(試行) 8月 厚木市 10月 滝川市 11月 久喜市	自民党: 8月 文科省 9月 環境省 10月 財務省 12月 外務省 各省ODA 政府行政刷新会議(参考)	自民党: 8月 公益法人 (文科省所管) 民主党: 6月 国交省 文科省 11月 全庁庁	自民党: 4月 内閣府・他 6月 規制仕分け	衆議院(国会): 11月 決算行政監視委員会 にて事業仕分け	3月 規制仕分け 11月 政策仕分け			
～2003年		～2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2011年				
計142回(91自治体)。(2012年1月21日現在)※国での実施を除く。											

構想日本の「事業仕分け」ロゴマーク



事業仕分けの認知度・評価が高まるにつれて、
実質を伴わない名ばかりの「事業仕分け」が急増

そこで……

事業仕分けの本来の意味を明確化
ふさわしいロゴマークとコピーの作成

【事業仕分けの本来の意味】

私たちの未来をつくるという視点で、現場の声や実情に基づいて事業の必要性や本来あるべき姿を、公開の場で議論する。

【ロゴマークの解説】

事業仕分けの本来の意味に従い、どこまでも住民と向き合って真剣に議論する、そして未来に向けた社会を作っていく。

それは、未来をつくれるか。



事業仕分け

【作成者】 ※事業仕分けの趣旨に賛同し、日本を代表する二人のプロフェッショナルがボランティアで作成

マーク: 森本千絵 氏(アートディレクター)

コピー: 岩崎俊一 氏(コピーライター)

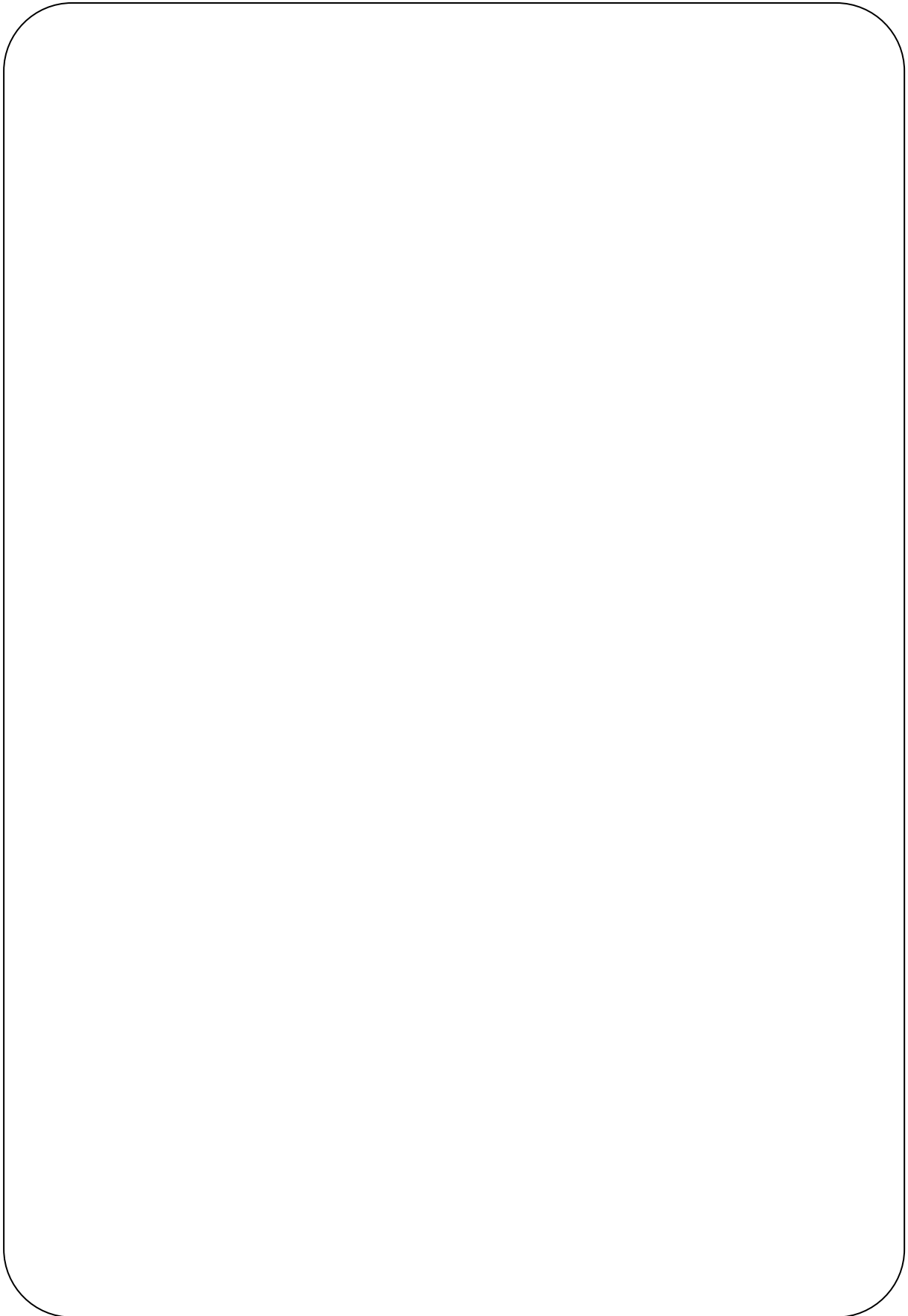
サントリー缶コーヒー「BOSSシルキーブラック」(CM)

Mr.Children(アートワーク)

NHK『江』、『てっぱん』(タイトルや宣伝美術)

「21世紀に間にあいました。」(トヨタ)
「やがて、いのちが変わるもの。」(ミツカン)
「トンボが動いている。人が、何かを生み出している。」(トンボ鉛筆)
「年賀状は、贈り物だと思ふ。」(日本郵便)

メ 毛 欄



高松市役所周辺案内図



《 交通アクセス 》

- JR高松駅から徒歩約15分
- 琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分
- ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分
 - // 高松市役所バス停下車徒歩約1分
 - // 市役所西バス停下車徒歩約1分

《 駐車場のご案内 》

- 高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）
- ※ 市役所1階で来庁証明を受けると、駐車料が1時間分無料になります。

高松市の事業仕分けや行政改革に関するお問い合わせ先

総務局 人事課(行政改革推進室)

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: jinji@city.takamatsu.lg.jp